

参議院大蔵委員会議録第十三号

昭和三十九年三月十日(火曜日)
午前十時二十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川基五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

岡崎 真一君
川野 三郎君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 壽一君
島島徳次郎君
林屋亀次郎君
日高 広為君
堀 末治君
木村禮八郎君
野々山一三君
野溝 勝君

國務大臣

外務大臣 大平 正芳君
宮澤 喜一君

政府委員

経済企画庁 高島 節男君
調整局長 中山 賀博君
外務省経済局長 齋藤 邦吉君
大蔵政務次官 高橋 俊英君
大蔵省銀行局長 高橋 俊英君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

参考人

日本輸出入 森永貞一郎君
銀行総裁

本日の会議に付した案件
○外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

先ほど理事会で御相談した結果を御報告しておきますと、午前中には大平外務大臣が出席しておられますので、外国為替関係の法律案についての質疑をいたしまして、休憩の後、午後二時半から三時ごろまで印紙税法、それから輸出入銀行関係の法律案の質疑の残りをしまして、大体三時ごろと思いますが、三時ごろから経企庁長官の出席を求めて、外国為替関係法律の質疑を続けて行なうということになっておりますから、御了承願います。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に続いて、本案の質疑を続行いたします。大平外務大臣が出席しておられますので、質疑のある方は順次御発言を願います。

○木村禮八郎君 外務大臣に伺います。二月十四日にこの外為関係の法律改正案が本会議に上程されましたとき

に、総理大臣に日米通商航海条約との関係を質問したわけなんです。総理大臣の御答弁は、私の質問した要旨は、日米通商航海条約の十二条の二項によりまして、IMFの十四条に指定されて十四条国である場合は為替制限をすることができ規定になっておるわけですね。通商航海条約の七条におきましては、御承知のように、内国民待遇を与えて、アメリカの資本に対して日本の資本と同じ待遇を与えていくことになっておるわけですが、しかし、十二条で為替制限という項目ですが、「国際通貨基金が特定の為替制限を行うことを締約国に特に認め、又は要請する場合にその為替制限を行うことを妨げるものではない。」と、こういうことになっておられます。ですから、通商航海条約七条で、アメリカの資本に対して日本の資本と同等の待遇を与える、内国民待遇を与えることになっておりますけれども、十二条の為替制限の規定を見ましても、IMFの十四条に日本がなっておるから為替制限をすることがおけることがないということになっておるわけですね。さらにまた、いままで日本は外資法があつて、その外資法に基づいて為替制限をすることができていたわけですが、今度は八条国に移りますと、為替制限ができないことになつておるわけですね。また、直接投資につきましては、OECDに参加しますと、直接投資につきましてもあれば留保をいたしておきませんから、直接投資については制限がなくなる。そういうことになりましたと、今度は国内産業

保護の立場から、日本の企業がアメリカの資本に支配されるのではないかと、いうことが憂慮されるわけですね。これはもう大臣は前から御承知と思ひますが、通商航海条約が昨年十月ごろ十年の期限が来たわけですね、あの当時も財界で非常に問題になったわけですね。大臣も御承知だと思ひます。したがって、この機会に、八条国に四月一日から移行することになるわけですね、あるいはまたOECDにも参加するわけですから、そういう機会に日米通商航海条約をここで改定いたしました。アメリカとドイツの通商航海条約のように改定されたらどうかというところが私の質問の趣旨だったわけですね。この趣旨はおわかりですね。これに対して総理大臣は、日米通商航海条約で、十四条国であつたならばいいけれども、八条国に移した場合には、これは問題があるのじゃないか、こういう質問であるが、これは多年われわれが検討してまいりました、またいま検討しているのですが、ただいまのところ別に支障はないと考えておりますと、こういう答弁なんです、ただいまのところ。

しかし、問題は、ただいま支障がないと、今後支障があるのではないかと、いうことが問題なんでありまして、きょうの朝日新聞をごらんになりますと、株式の譲渡制限につきまして、商法を改正して、外資法ではなくて日本の商法を改正して、そうして株式の譲渡制限ができるようにしてはどうかと、いうことが検討されているようでありまして。したがって、このままでいいというわけにはいかないのではないかと、何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと。また、この問題だけでは、日米通商航海条約とアメリカと、その国との、日本以外の国との通商航海条約と、いろいろ検討いたしますと、特にその中で米独の通商航海条約と日米通商航海条約とを比較しますと、かなり有利な点はあるので、すけれども、ドイツよりも有利な点もありまして、しかし、やはり不利な点が多いように思われます。したがって、この際そういう点について対等の立場に立つて少なくとも米独くらいの通商航海条約に改定する意思はないか、こういう点について大臣にひとつ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 結論としては、日米通商航海条約を改定しなくとも、いま木村先生が御指摘された日本の産業を保護していく上におきましてわれわれは支障はないと、こういう結論をわれわれは持つておるわけでございます。

で、御指摘のように、IMFの八条国に移行することになりますと、特認を受けた場合のほかは、国際収支を理由といたしまして為替制限を課せなくなつた。このことは、いま御指摘になりましたように、日米条約の十二条二項の規定によりまして同一の義務を負つておるわけでございますが、ただ資本取引につきましては、IMFの問題ではなくて、これはいままさに

御指摘のとおり、日米通商航海条約の問題になってくるわけでございますが、日米条約では、議定書の六項によりまして、通貨準備の保護のため外資導入に對し必要な制限をすることができまゝです。八条国移行後におきましても、通貨準備の保護の目的のためであるならば外資導入の規制は引き続き行ない得るわけでありまゝ。問題は、ここにいう通貨準備の保護のため、保護の必要というのはいささかといふことかと思つております。いま触れられましたOECDの自由化規約に對して、わが国が直接投資につきまして、指摘いたしましたようなわが国の経済に著しく有害な影響を与えるおそれのある例外的な場合にはという文句で指摘いたしておられますが、そういう場合には長期的な観点から通貨準備に影響するところろが大であることがございまして、通貨準備の保護の目的をもち必要な規制を行ない得るとわれわれは解釈しております。したがらしまして、いまの体制で別段支障はないと思ひます。

それから、第二点として、御心配のOECDに加盟した場合にどうなるのだという問題でございますが、OECDの自由化コードというのは非常にこまかくできております。それから、日米通商航海条約というのはごく一般的な規定でございまして、私どもの見るところ、OECDで自由化コードを積み上げていっているのは、日米通商航海条約でうたつてある方針をマテリアライズするものではないかとい

うように考えられますことと、それからOECDはこれは一つのクラブでございまして、別段、全部が満場一致でなければ規約は成り立ちませんし、こちらが反對することもございまして、また棄権することもございまして、反對すればその規約は成り立たないし、棄権をいたしましたらそれは日本に適用にならぬ、こういうルーズな仕組みになつておるわけでございます。ただいまの仕組みから申しまして、日米通商航海条約の解釈によつて、私どもは、いま先生が御指摘になつた日本産業を保護していく上において支障がある、というように判断いたしていいないわけでございます。一応お答え申し上げます。

○木村福八郎君 心配がないというならば、この問題は財界等でそんなに問題にされないと思つておられますが、御承知だと思つておられますが、最近日本の欧米における転換社債の発行などによつて、企業の中で占める外資の率が高くなり高くなつてきている。そういうところから、転換社債を今度株式に振りがえる、そういうふうになつておるわけですね。ことに、大企業の場合も問題あるでしょうけれども、中小企業の場合、資本金一億円以下の企業のよつて企業を乗っ取られるおそれもあるだらう、そういうことも指摘されておるわけですね。それで、これは私もはっきり確かめたわけではないのですけれども、ひとつ、日本の企業の合併が行なわれて、資本金を大きくする傾向が強くなつたのですが、その一つは、

解放経済体制に入つて、そうしてアメリカ資本が入つてくるような場合に、国内の資本を非常に大きくしておけば、外国資本が入つてきても、その全体の資本の中に占める外国資本の比率は小さいから、そこであまり心配ない、そういうこともあつて合併によつて資本金を非常に大きくする傾向が出てきたということも一時いわれたわけなんです。

ですから、現在は、いま大臣の言われるように、現在は心配ないと思ひますが、将来日本は八条国に移行しますと、あと戻りすることができないわけですね。でございまして、それからもう一つ、いまOECDのことでございますが、OECDに勧告権があるわけですね。勧告があるわけですね。勧告された場合に、それはどの程度の拘束力を持つか。その点はやはり将来問題があると思つておられます。いまは、大平大臣でなければならぬもので、満場一致でなければならぬし、反對することでもできるし、留保することもできるといふお話でしたが、しかし、勧告を受けたときに拒否できるのかどうか。そこもなかなかデリケートな点もあると思ひます。前にも質問したのでありますが、フランスに對して勧告して、フランスが非常に物価が高い、そこで物価抑制策について勧告をした。その中に一つわれわれ気になるのですが、OECDで非常に研究しております所得政策というのがあるのです。ガイド・ライン政策というのがあるのです。いわゆる生産性向上以内に賃金の上昇を押さえるべきだ、こういうガイド・ライン政策というものが研究されているのです、所得政策として。OECDの場合

特に特別なものをつくりまして、そういうことをフランスに勧告したということが新聞に伝えられているわけですね。もちろんフランスはこれに對してすぐにその勧告をいれたというふうには伝えられておりませんが、そういう場合もあるわけですね。

ですから、一つは、国内の中小企業の場合そういうおそれもないといふのはではないかといふことと、それからもう一つは、いまの拘束力ですね、勧告を受けたような場合の拘束力についてどういふふうにお考えになるか。もちろん、OECDが、さつき大臣言われましたように、国内産業に非常に支障のある場合はこれは制限することでもできることになっておりますが、その判断ですね、どの程度が国内産業に著しい障害を及ぼすのか、一応その判断も問題になつてくると思つておられます。将来の問題について十分検討しておく必要があると思ひますので、質問していただくわけですね。

○國務大臣(大平正芳君) 将来の問題として念を入れて検討しておかなければいかぬといふことに對しましては、さき私もお話してございまして、ただ、ポリーシーの問題として、いま木村先生がおっしゃるやうに、まあ日本の中小企業なんかの場合に、外資の割合が多くなるといふことが、深遠に絶対にかかぬのかどうか、こういう考え方ですね。それはまあ別な問題として、日本の国民経済を守つていく上におきまして必要な手段がいま与えられた条約、法制の上で用意されているかどうかといふ点が問題の核心だろうと思つてございまして、私どもは商売柄その点非常に注意深くいろいろ検討、総

理大臣が言われたやうに検討をしまして、そうしてしたところの結論として、日米通商航海条約の面から申しましても、OECD条約の規定から申しましても、その心配はないのだという結論であるといふことは、先ほど私も申し上げたとおりでございます。

それから、第二点として、しかしOECDは勧告権を發動しておるじやないか、そしてまた今後ともそういうことがあり得るじやないかという御懸念でございまして、いまの御引例のフランスの場合は勧告でなくて一つの意見の表明だといふことださうです。しかし、勧告がかりにありましても、勧告はあくまで勧告でございまして、それが高度にクリスタライズされないと別に規制力は私は持たぬと思ひます。OECDの問題は私はこのやうに考えます。OECDの目的自体が御承知のやうに三つございまして、経済を成長させようといふこと、貿易は拡大させようといふこと、後進國に對しては援助は拡大していこうといふこと、この三大目的をお互いのメンバーがコーディネートしてくふうしようじやないかという集まりなんぞございまして、問題はその目的に有効にお互いひとつ考えたいこうじやないかといふのが仕組みなんぞでございます。したがって、どの國の経済政策をどのやうに規制して、そのやうに伸びるのを押えてやろうとか、そのやうな根性ではないのでございまして、でございまして、その点は少しナーバスに過ぎるじやないかといふ感じが私にはどうしてもするわけでございます。この点はもう少しおおらかに考へていただいて差しつかえな

い問題じゃないかというようにぼくは
思います。

○木村義八郎君 いま大臣がナールパスに過ぎるじゃないかと言われましたが、私はなぜナールパスに考えるかといいますが、いろいろ事情を考えてみますと、OECDがいままでではわりあいルールズであった、だけれども、どうも最近かなり規定を厳格にしているのですか、適用する方向にあるというところを聞いたわけです。それで、これはOECDの加盟の準備として向こうから日本に参りました。そのときいろいろ八十二項目の自由化コードにつきまして、資本移動と貿易経常取引についていろいろ日本側と事務的に折衝されたときに、意外に向こうが予想よりは厳格にコードについて、主張をされたというようなことも新聞等についてわれわれ知ったわけです。そういうことをわれわれは新聞で知ったり、あるいはまた聞いたたりいたしますので、いま大臣がおおらかに言われましたけれども、いままではわりあいルールズだったというのです。私も実態はよく知らない。これは資料で見たり聞いたりしているわけですから。しかし、今後はそうおおらかではないのではないか、わりあい厳格に適用しようという傾向にあるということを知っているものですか、そういう実情をどなたがよくおわかりでしたら、聞かしていただきたいのですが。

○政府委員(中山賢博君) 昨年OECDから事務当局の方が見えまして、貿易外経常取引自由化の契約等、それから資本移動自由化の契約について、日本側がいかなる留保をするかというような問題について種々折衝いたしました。

た。で、その結果は、この経常貿易につきましては、五十四項目のうち留保九、それから資本移動のほうにつきましては、項目数にして二十八でございしますが、留保は八いたして、合計について見れば八十二項目中、わがほうは十七項目について留保をいたしたわけでございます。何ぶん向こうも事務当局は役人でございますので、この規約の解釈、あるいはそれに対するわがほうの留保要求に対して、これはこう読むのだからその必要がないじゃないかというようなことで、相当事務的にはいろいろ議論いたしました。ただ、私は、非常に厳格に、いわば日本をやっつけてやろうと、日本のお行儀をこれで直してやろうというような感じはないので、やはり友好親善に、また日本側の経済の事情がわかるにつれて、先方も非常に理解のある態度を示したように考えております。

それから、われわれも、このOECDというものがOECDから発展してまいったものでありまして、OECDの昔の方針あるいは当時のしぐらにつきましては、つまびらかにいたしません。が、最近例外的にOECDの幾つかの委員会に出てみまして、非常にOECDの適用について厳格であるという印象は必ずしも持っておりません。

○木村義八郎君 それならばいいんですけれども、われわれが最近いろいろ新聞に出ておるところを見ますと、どうもそういうものではないのではないかと、という印象を強く受けるのです。たとえばOECDの参加メンバーとして有力なEECですね、EEC六カ国が、これは三月一日の新聞の報道ですけれども、わが国との間に単一の通商条約を

締結しようとしているんですね、というところが報道されておるわけです。それで、EEC審議会のエルンスト局長の、対日関係の担当者からですが、非公式に申し入れがあった。これは前の委員会でも質問したんですけれども、もしEEC六カ国とわが国との間に単一の通商航海条約がEEC側の主張に基づいて締結されるとなると、OECDに参加することによって得る利益がほとんどなくなってしまうといわれているわけです。つまり、OECD加盟国として同等の待遇を受けたいというところが全くななくなってしまう、こういうこともいわれておるわけですね。そういうことになる、何のためにOECDに入るのかという点も疑義も出てくるわけです。この点については政府のほうは、エルンスト局長の申し入れに対して日本はいまのところ交渉に応じる態勢にない、拒否の態度を示した、こういうことが伝えられている。

この前に通産省の山本通商局長ですかに伺ったときに、拒否した、こういうことを言われていた。これはただ拒否したというだけで過ぎる問題であるのか、今後これは非常に大きな問題ではないかと思うのです。この点、外務大臣、どういうことになっておるのでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) これは先のことで、一九七〇年の目標で共通通商政策をEECとして打ち立てていこうという準備をしていることは事実でございます。いままでは関税政策の面で相当の実績をあげて、非常にむずかしい農業政策の領域でも、若干の前進を示しておることは御案内のとおりでございます。通商政策といえども、

これはEECとして共通のものを持っていこう。したがって、対日関係もEECとしてまとめたものをつくり上げるべきだと。これはEECとしては当然のプロセスだと思っております。したがって、私ももととしては、結局EECとの間に共通の通商政策を持たなければならぬ時期が来るだろうと思っております。これは逃げられないことだろうと思っております。ただ、現在の時点が、それではそういうものの討議に入るタイミングとしていいかどうかという判断になりますと、これはよほど検討を要すると思っております。

ただいま、御承知のように、たびたび国会でも御報告しておりますように、EECのメンバー各国とわが国はバイラテラルな通商交渉をずっとやってきておりますし、最近の例では、フランスを四、五日前に仕上げた経緯は御承知のとおりでございます。ところが、これを見ても、まあ足の長いのもあれば短いのもあるという状態でございまして、したがって、その出たおくれた船にみんな右へならえされたんでは、せっかくわれわれがバイラテラルな交渉においてかちとったものをみすみす譲らないうかぬという事態になることは、決して日本として賢明じゃないと思っております。したがって、いまのままの姿ですぐ共通通商政策との討議に入っていくかというところ、そういうものではないかというところ、ございまして、したがって、討議に入る前には基礎の条件を十分固めてからからにやいかぬものかと思っております。ございまして、いま直ちにひとつ話し合いに入らうなという姿勢じゃござ

いません。十分の基礎固めをしてと考えております。

それから、EECDとEECとの関係でございますが、EECとそういうまとまった関係に立つことになりまると、OECDに加盟したことの利益が半減してははいかないかという見通しでございますが、これは向こうさんの側の問題でございます。たとえばアメリカとカナダがOECDに入った。アメリカという国、これは一つの国旗のもとに一つの国を立てておりますけれども、EECを合わせたよりは大きいわけでございます。EECが結成されて、そうしてこれが共同市場としての実態をだんだん固めていくことはEECの本能でございますから、これが一つ固まりを見せてくるということは、OECDの問題とは私は別だろうと思っております。OECDはそういう経済圏の中にそういう姿のものとしてかかえ込むものにすぎないのでございまして、そのためOECDの機能、役割が半減するんだというように私はは見られないんじゃないかというように感じますが。

○木村義八郎君 これは将来非常に重要な大きな問題になると思いますが、ただいま外務大臣は、結局将来は単一の通商航海条約の締結はこれは避けられないんじゃないか、将来はですね。そうすると、この単一条約の骨子として伝えられるところは、対日セーフガードと対日共通輸入制限品目の設定を前提とするということが第一ですね。それから第二が、セーフガード、つまり緊急輸入制限事項は、EEC加盟の一国に損害を与えるときもほかの五カ国を含む全域に適用し、ネガティ

三

プ・リストは加盟六カ国の政府、民間いずれも反対しない最大公約数で定め、これが第二です。共通通商政策に關して、対日交渉中に日本に対し新しい措置や約束を結ばない、E E C全域に共通する対日差別を制度化、恒久化しようとするものである、こういうふうに伝えられておるのです。そうしてE E C委員会が理事会に提出した日本に關する共同措置の実施及び通商政策一本化の手續に關する理事会決定というものがなされておるのです。その内容はいまお話ししたようなことなのです。

そうなりますと、日本は、これまでE E C接近政策というものは積極的に行ってきたように見えますが、対日差別が恒久化されるということになるわけですから、日本が開放経済体制に直ちに移行するにあたりまして、その自由化する場合に、その前提として対日差別の撤廃を要求しながら自由化の段取りをきめていくという前提が一つあったわけでごさいますね。そういうことが一つづれてくるわけですね。そういうことも困難になつてくる。それで、實質的にいへば、外務大臣はあまりこの影響を重大視されてはいないようございまして、またO E C Dとの關係についてもそう重大視されてはいないようございまして、O E C Dの加盟国の中で有力な六カ国がそういう差別待遇を恒久化するということになると、O E C D加盟国として同等の待遇を受けるというO E C D加盟の意義が非常に薄れてくると思うのです、實質的に、O E C D加盟を前に控えてこういう問題が出てきておるわけですからね。こういう問題が出てきておる。

これをどういうふうに措置するかは、これは今後の日本の開放経済体制移行にあたって重大な一つの問題になってくると思うのです。そういう意味で御質問しているのです。これは非常に重大な問題じゃないかと思うのですけれどもね。

○國務大臣(大平正芳君) 御承知のように、E E Cと日本との貿易は、去年は二五%伸びたわけですね。非常に顕著な伸びを示しているわけですね。それで、E E Cを結成することの利益というものはそのメンバー各国が一番よく知っていることではないかと、そして、そして彼らは、その経済圏の中に閉じこもってインワード・ルッキングをやつておつたのでは自分たちの繁榮にのみならずという認識に立つて、それで域外各国と果敢に貿易をやるという、貿易を拡大しようという外向きの政策をずっととつてきておる証拠なんですね。これはしたがって、対日共通通商政策をとることによって対日貿易が縮小の方向に向くとかあるいは制限的になるとかいうようなことは、ぼくはE E Cの自殺だと思ふのです。そういうことをE E Cが考えることは非常に愚かなことであつて、そういうことは私はE E Cは考えないだろうと思ふのでございまして。つまり、現在のようにバイラテラルな形でもつてやつておるよりは、ひとつ、まとめた形で対日關係を調整したほうが対日貿易は伸びるのだということにしないと、E E Cも手間かけてそういうことをやるのは私は損なことでありまして、決してE E Cの目的に沿ひゆえんではないと思ひます。

そこで、木村先生の御心配のような

いろいろな規制措置が一般に普遍化されたり、セーフガードが全部に適用されるようになったりするような懸念をいま御指摘になりましたが、どのような案のものになるのかはこれはやってみなければわかりませんけれども、私は、そういう段階において対日共通通商政策をとるということは、双方が双方の貿易を拡大するのだという目的に沿つて措置していくことによつて、いま御懸念のような個々の規定をどうするかという問題は確かにあります、ありますが、しかし結果として対E E Cの貿易は対日貿易が伸びるのだということを生み出すようにやるべきだと思ふのです。また、向こうもそうやらなければ損ですね。だから、そういう点は、御注意がありましたような点も十分私どもも吟味しながら、貿易を拡大していくという方向に沿つた措置を考えていくべきだと私は思ひます。

○木村龍八郎君 いま外務大臣の言われるとおりならば心配ないのですが、しかし、まあ日本がE E C接近政策を積極的にとりだした、このとりだしたことが自体については、御承知のように、アメリカとの貿易がまあ大体輸出入が全体の貿易の約三〇%を占めているのに対して、E E Cとの貿易は五%くらいであつたわけですね。ところが、E E C六カ国は世界から二百四十億ドルくらい物を買つておるのです。アメリカは百八十億ドルくらいしか買つておらない。アメリカ以上に世界から物を買つておるE E Cに対する日本の輸出比率が非常に少なかった。特にアメリカはドル防衛政策をとるようになってから対日制限をいろいろやりだしたけれども、E E Cに積極的に

日本の輸出を伸ばす努力をするということとはこれは私は必要なことであるし、当然のことであると思ひます。しかし、非常に大きくE E Cに期待をかけた過ぎたのじゃないかという氣もしますがね。一時はE E Cづいちゃつて、何でもE E Cといひましたが、これは、イギリスがE E Cに参加するであろう、参加が認められるであろうという想定もあつたと思うのですが、その後、どうもE E Cはそれほど開放的ではなく、かなりE E Cの性格は閉鎖的な面があるということに注目されなければならぬようになってきているのじゃないかと思ふのです。

それで、いま外務大臣が、E E C側としては全体としてやはり国内のいろいろな通商制限を撤廃して、国内の開放をはかると同時に、やはり外国との通商貿易も拡大しようという意図なんですね、そうしなければE E Cも損だしと言われたのですが、しかし、特に日本に対してセーフガードと、それからネガティブ・リストを共通的に設定するということになる、これはガットの三十五条適用と同じ効果を持つていますし、特にネガティブ・リストは日本の低価格を理由に自由化を拒否する品目のリストですから、そういうものが共通的に強化されてくるということになれば、實質的には日本の輸出に対する制限が強化されるということになるのじゃないですか。今後日本が自由化するにあたりまして、対日差別をやつておるところに対しては日本も自由化をやらぬ、しかし、日本が自由化する場合には、対日差別をやつておるところに日本が自由化をやるんだから、対日差別を撤廃しろ、こういう要

求をして、全体として日本の自由化をふやし貿易を拡大していく、そういう方針がとられておる。そういうところへこういう統一の通商条約の提案がなされたということは、これは實質的には日本にとってマイナスになると見られなければならないと思ふんですね、實質的に。特に対日セーフガードと対日共通ネガティブ・リストの設定を中心にしておるところに非常に問題があるように思ふわけですがね。

ですから、それはいま外務大臣が言われたことは原則論としては確かにそうだと思うんですよ。しかし、E E Cはかなりそういう点については閉鎖的のような側面があるし、特に日本に対してこういう統一通商条約の締結の要求をしておるところは一体どこに原因があるのか。やはり日本の低賃金に基づく日本品の、何というか、攻勢ですね、そういうものに対してかなり警戒的になつておるんじゃないかという氣もするわけですね。そういう点はどうか。それから、今後はただ拒否しつぱなしでいるわけにもいかないでしょうし、どういふふうにかこれに對処していけるのか、その点をお伺いしておきたい。

○國務大臣(大平正芳君) それはお説ごもっともでございまして、共通政策をつくるにおきましては、一足足並みをそろえなければいけませんので、非常に不利な面が確かに出てくると思ふんです。ただ、E E Cとしてメンバー各国が経済主権をE E Cにある程度譲っていく場合に、日本はどうしてもバイラテラルにいくんだといつても、向こうはE E Cに譲つたことですから

といわれては、どうしてもEBCを相手にせざるを得ない立場に日本はあると思うんです。ですから、イン・ザ・ロング・ラン逃げられない問題だと私が申し上げましたのはその意味でございいます。

その場合に、いま御指摘のように、日本にとって不利な面も私は避けられない面が出てくると思いますが、いまあなたのほうで御指摘になったように、日本の商品の競争力から申しますと、たとえばオランダとかあるいはベルギーとかいう小さい経済区域に与える日本の商品の刺激ですね、というのはEBC全体で受けとめてくれるわけです。したがって、この広域経済圏になればなるほど、局部をたたく痛さというものは全体で受けとめるほうが非常に緩和されますから、したがって、どうなるというのを計数的になかなか言いあらわしませんけれども、私は結局、EBCというこういう一つの経済圏を相手にしたほうが日本としてはディールしやすいんじゃないかという感じがするんです。また、そうしてそこで有利なディールをするようにすることの分別を考えていかなければいかにぬのじゃないかと思えます。

そうして特に私がEBC各国の責任者に会っていろいろやっておりますけれども、われわれは徹底的にアウトワード・ルッキングだというんです。貿易を制限するという方向は考えていないんだと。いわば固持というふうな態度です。それはうそとは言えませんが、それはいいいとも思えませんが、一つの信念としてやっておるようには思います。それはそのまま受け取っていいんじゃないか、そういうものと

してわれわれが有利にディールするようには考えるべきじゃないかと私は思います。

○木村禮八郎君 これは大体、外務大臣はそういうふうな認識されておることもよくわかるわけですが、今後の問題としてこれは非常に重要視されなければならぬし、また政府でも真剣に考えられると思えますから、この質問はこの程度にします。

最近こういう対外的側面におきまして、開放経済体制に移行するにあたっていろいろ困難な問題が山積してきておるわけですね。これは今後の日本の経済外交としてよほどしっかり対処しなければならぬ、国際収支がこういうように楽観を許さない情勢にもありますし、これはかなり重大な時期に直面しているように思われるんです。そこで、いまの問題ばかりでなく、このDAGの問題につきましても、五月二十八日パリで日本の経済援助の現状を審査するところ、これが伝えられておるわけですね。ところで、いままで日本の低開発援助額は減ってきているということが伝えられておるわけですね。たとえば一九六三年の低開発援助額は六二年の実績を千二百万ドル下回って二億七千万ドル前後となる見通しだ。そこで、すでにDAGは昨年の対日審査で、日本の経済援助は減少傾向にある共産圏に対する信用供与の比重は大き過ぎる、こういう二点を指摘したと伝えられているんです。今後、こういうことからDAGから日本の低開発援助に対して新しい申し入れがあるだろうというふうなこともいわれるわけですね。それから、国連の貿易開発会議ですね、これは三月末から開かれる。この会議でも、御

承知のようにこのプレビッシー案とEBC案とガット案と三つ出てきておりまして、いわゆる第一次産品に対する低開発国の輸出について問題が起るおるわけですね。日本は大体ガット案を支持しているといわれておるのですけれども、こういう問題も起るおるわけですね。あるいはまた、いわゆるケネディ・ラウンドの問題もあるわけですね。これもかなり進んできているように伝えられておるの、アメリカとEBCとの間にかなり対立があらわれましたけれども、妥協的な話し合いが進められておるともいわれておるのです。こういうような点を見ますと、開放経済体制移行にあたって、対外的側面についてかなり重大な問題が山積してきておるわけですね。したがって、こういう点についてどういう対処のしかたをしていくのか、この際伺いしておきたいわけですね。

さっきの質問は、そういう一連の対外的側面における困難性の増大という、その一環としてこのEBCの共通通商協定の問題も質問したわけなんですけれども……

○国務大臣(大平正芳君) 対外援助の問題、DAGを通じてのお話がありましたが、われわれの対外援助政策は一九六二年から六三年に後退したじやないか、したがってそれに対する指摘が今後行なわれるのではないかと、こういうことでございますが、私どもの対外援助政策の基調は全然変えていないので、いままでは御承知のように賠償支払いを軸としてやってきたわけでございますが、これは義務の履行としてやってまいりまして、順調に支払いは進んでおりまして、ベトナム、インドネ

シア、ビルマと非常に進捗しておりまして、フィリピンのはうは国内事情もございまして若干おくれぎみになっておりますけれども、しかし、これは大体において順調に推移しておると見て差しつかえないわけでございます。問題は賠償以外の経済協力でございますが、これはDAG等でコンソーシアムの形でインドとかパキスタンなんかでやっているような円クレの措置は充分のおつき合いをいたしておりますが、その他の面では結局そのいいプロジェクトが出てこなければならぬわけですが、いまのようなアジアを主にした地域地域においてわれわれがすぐミットできる、対応できるプロジェクトが先方の受け入れ政府のほうにおきまして御用意が十分でないという事情もありまして、御指摘のように多少一九六三年の成績が思わしくなかったということはいえませんが、これは日本がそのように対外援助政策を若干ネガティブに考えかけたのだということではなくて、私どもはいつもポジティブな姿勢でおるわけでございますが、そういう条件が整いかけておるといふことでございます。

今後、DAGで指摘されようがされまいが、私どもはいたしましては、総理もたびたび国会でも申し上げておりますように、軍事力でお助けするようなどきできない立場でございます。唯一の先進国として経済協力を媒体にして友好国を助けていこうという姿勢は、これは強まりこそすれ弱めるつもりは毛頭ありません。日本の生産力の現状から申しましても、やはり輸出を、国内消費、財政需要にプラスは経済協力というものに市民権を与えてもらいたい。日本の経済の循環の中にちゃんと足場を持つようにしておいていただきたい。幸いに国会におきましても与野党も経済援助政策にはそんなに考え方の差はありませんし、官民の間にもありません。したがって、日本としては経済協力をやる政治的な背景としては、環境としては比較的恵まれた環境にあると私は思うのであります。問題はすぐれた計画ができてくるということ、そのすぐれた計画を練り出すことができるように日本は行政面におきましてもいろいろお力になってあげるといふ方向で施策すべきものと思えます。

それから、第一点として、プレビッシー提案の問題でございまして、これは国連の貿易会議全体に対する考え方でございまして、これは衆議院でもいふんこの間から議論になっておるの、国連がこういう問題について、従来ガット等で、既存の機構でやっておったものを国連が大きく取り上げてくる段階になりました政治的な背景、あるいは政治的な意欲というものは、私どもも理解できるところでありますけれども、しかし、これがあまり、南北に分けて、南のほうの側の独立に終わるようなことがあったら、あまり効果があらぬのじゃないか。やはり先進諸国のコントリビューションがなければ動かないことが遺憾ながら現実です。したがって、この貿易会議が、南北が政治的に対立するとか、労使の間の団体交渉みたいなことになったのでは、あまり生産的でないのじゃないか。したがって、私どもとしては、漸進的にかつ建設的にやっていこうじゃないかと、基本の

觀念としてはそういうようなものをもつて臨みたいと思つております。

したがって、プレビッシュさんの御提案、非常にラジカルな提案で、みことな提案でございませうけれども、たとえば特惠制度を勇敢に打ち出してやりませうけれども、あれも手放しであれをやつたりしたらいへんなことだと思ふのでございまして、相当現実の制約を加えた上で、しかし特惠制度をやつてはいかぬなんと言つたらいかぬと思ふのです。やはりできるところから特惠制度をばくは認めるべきだと結論としては思ひますけれども、ああいう野心的なものにすぐ日本が同調するといふわけには、私はなかなか参らぬだらうと思ふ。

それから、たとえば機構の問題にいたしまして、膨大な機構をひとつ国連貿易會議自体が持つていきつたといふ。ガットでもこういう問題いろいろ苦心して、ガットの実行計画といふものをみんなつくり上げてきて、それが先進国のほうでは大体ブラクチャカルなものとして支持しておるような状況において、そういう機構のいままでの努力と無関係にこれだけが独走してしまふといふようなこともあまり賢明じゃないのじゃないか、いまの段階においては、という気持ちで、ただし、この貿易會議が事務局は全然持たないなといふこともいかぬと思ふのです。したがって、サイザブルな機構はつくつていいが、既存の機構の機能というものは尊重して、それとのコーディネーションをうまくいくように日本としても配慮すべきじゃないかというように思ひます。

それから、第一次產品の問題につきましては、一口に第一次產品と申しま

すけれども、これは温帯產品と熱帯產品とありまして、温帯產品のほうはどちらかという先進國でございまして、熱帯產品が南のほうで、ほんとうの問題になつてくるのじゃないかろうか。その場合に、これは輸入需要の数量を相当引き上げられるという問題と、価格を安定してあげるという問題とございませうが、これは従来、関税の引き下げとか、あるいは関税外の輸入制限とかいふものを撤廃の方向、あるいは関税を特に南に對しては、いままでの先例にとらわれないで考へてあげるという方向に努力をしたいと思ひます。そういう方向に努力をしたいと思ひますし、その輸入制限につきましても、現実的な配慮を加えていくべきだと、これは前向きに考へてあげていいと思ふのでございませうが、いままで御承知のような商品協定といふか、こつて価格安定をはかつていふ品物もコーヒーその他ございませうので、ああいった努力をじみち重ねて積み上げていき、それが足らぬところはさらに他の品目に拡充していくべきじゃないかという議論が先進國の側にじみちにあるわけにございませうから、そういうのを全然無視して独走しちゃうといふようなことはあまり生産的でないのじゃないか。

したがって、非常に日本としては苦しい立場に立つわけにございまして、日本自身がもう第一次產品で日本の農業と競合するものもたくさんかかえてあるし、A A 國の一員であるし、先進國の一員であるし、非常に微妙な立場にあるので、いつもまあおたくの党のほうからおこられるわけにすけれども、しかし、これは非常に私も、考へようによつては非常に日本はユ

ニークな國だと思ふんです。こういう國を神さまがつくつたといふことは、非常に天の配利よろしきを得て、日本でなければできない役割りがばくはあつて思ふんです。で、国連貿易會議におきまして、先進國も日本におたよりになるし、A A 國もおたよりになるし、両方からたよられて非常に困る局面がいろいろ出てくると思ふんです。それは困つていいと思ふんです。日本しかできない役割りがあると思ふんでございまして、日本は、いままでの国連活動でもそうでございまして、早急に走らぬで、じみちに建設的にいくんだ、そうして実効をあげるんだといふことのできたいと思つております。全体として、貿易の問題にいたしましては、援助の問題にいたしましては、いまのところ好むと好まざるにかかわらず、先進諸國の協力がなくとも動かぬのです。実際これはもう決定的なことなんで、それにかみつて実効があるがらぬ方法よりは、ちゃんとそれとの橋かけて、そうして実効をあげていくように努力する役割りが私は日本にあると思ふのでございませう。

それから、ケネディ・ラウンドの問題につきましては、これは大きな関税圏としてEEC、アメリカ、イギリス、日本と、大きな四つの関税勢力があるわけにございまして、EECとアメリカとの間にもいろいろ問題がありまして、日本の立場もまたきわめてここに微妙なものでございませう。そこで、アメリカはハーター特使をよこしたり、この間ブルメンソールなんかよこしたり、事前の協議をいろいろやろうじゃないかといふこと。それから、イギリスやフランスやドイツとも私も

できるだけ事前に意思の疎通をはかつておいて、日本の特殊な事情、あなたが冒頭に言われたいろいろな貿易の関税外の制約、そういう面につきましては、十分もう先方の頭に入つてあります。日本がバーゲンする場合はいくうものとの事前の了解工作といふのをずっと私は進めていかなくちゃいかぬと思ひます。これは、いままで首鼠かぬと思ひます。ただ、いつまでも首鼠両端を保つておられませんので、ある段階になりまして、日本としても案を待たなければならぬと思ひますが、たまたまのところ各関税圏の意向を十分に聞いた上で、国内各省たいへんやかましい問題でございまして、意見調整に急を入れていく段階でございませう。非常にこうクリアカットな、ドラマティックなことはできませんけれども、最善の努力を拂つていきたい。

特に、仰せのとおり、いまの国際環境は非常にきびしいものがあります。これ、これをどう判断していくかというのは頭が痛い問題ばかりでございませうけれども、しかし、総体として、日本の経済的実力は単なるリップ・サービスでなくて、事実として相当評価されておられますし、信用ももつておられますし、日本と協力していかなければならぬという機運も出てきておられますから、ここは遠慮なくあらゆる問題について日本側はどんどん発言をしていく環境に私はなつておると判断いたしております。

○木村禮八郎君 ほかの方の御質問あるようです。簡潔にあつて二つ質問いたしたいのですが、低関税援助の問題ですが、OECDの目的は御承知のように三つあるわけで、一つは世界

全体の生産力を高める、それから第二は世界全体の貿易を拡大する、第三が低関税に對する援助、こういうことになつておる。それで、三つの委員会があるわけですが、その中で特にこの低関税に對する援助につきましては、いままでの経過を見ますと、共産國が、たとえば中国、ソ連が低関税に積極的な経済援助をするようになった、これに對して西側でも積極的な共同したてそれと競争的に低関税の援助をしなければならぬといふことが大きな目的であつたように聞いてゐるわけにす。そうしますと、今後日本がOECDに入つてからDACの前身のDAGに入つてゐるわけにすけれども、今後日本が低関税に對する援助について、従来のような日本が考へてゐる援助です。たとえばコーマ・シャルベールによる輸出とか、さつき大臣は賠償も援助の一つだと言はれましたが、そういう援助以外に、かなりコーマ・シャルベールを度外視した政治的な援助といふものも要求されてくるのではないか。こういう点はいかがなものですかね。

それから、開発援助委員会の日本の経済援助の現状審査によると、共産國に對する信用供与の比重は大き過ぎる、こういう点を指摘したといわれるのですが、今後そのために共産國に對する信用供与について何か制限するよる方向にいくのかどうか。プラント輸出の延べ払い、中国に對する、等も問題になつておるわけにすから、そういうことについてこれはまたいままでより後退する危険があるのか、こういうこの指摘を受けたことによつてそ

いうことには影響ないのかどうかです
ね。

それと、最後にもう一点。一番最初
に戻るのですが、日本の商法を改正し
て株式会社の株式譲渡制限をかりにや
るということになった場合、これは日
米通商航海条約から見ると、こういうこ
とができるのかできないのか、違反にな
るのかならないのか。これは通商航海
条約第七条によって内国民待遇を与え
るということになっているわけですか
ら、そういうことはできないのではな
いかというように思いますけれども、
外資法のほうはそのままにしておいて
国内の商法の規定によってそういうこ
とができるのか、この三点ですね。

○国務大臣(大平正芳君) 第一の援助
の問題でございますが、共産圏の援助
というものは、いろいろな情報で伝えら
れますけれども、いろいろ調べてみる
と、たいした実績がないのです。それ
で、むしろ私どもとしては、共産圏も
どんだん南北問題に自分の貢献をして
もらいたいと思うのです。リップ・
サービスばかりではなくて、真剣に取
り組んでもらいたという希望をむしろ
持ちますね。

それから、商業ベースの援助と政治
的な問題というところでございますが、
日本は、木村先生も御承知のように、
非常に金利の高い国でございまして、
いつもアメリカとの間に問題になるわ
けでございますが、私はこう考えま
す。非常に低金利で援助資金が調達で
きる国は、それに相当したプロジェクト
をおやりになったらどうですか。た
とえば、鉄道にしても、道路にして
も、港湾にしても、ところが、中小企業
とか非常に資本が枯渇している、労働

力は豊かだというところ、これは、そ
の金利よりもむしろ絶対的には資本の
欠乏ですから、そこは金利水準が日
本がいま輸出銀行のやっておる業務
方法書によってたとえば六分を出して
も、それで十分そう長期にわたらぬで
リターンがきくようなものがあるわけ
でございます。したがって、この商業
ベースと政治ベースというようにはっ
きり分けぬでも、プロジェクト・ベ
ースでお互いにデビジョン・オブ・
レーバーで考えて、分別を出してやろ
うじゃないかというのを、いつもア
メリカ側に提唱しておるわけです。ア
メリカも、それはもともとだ。同じプ
ロジェクトでも、非常にアメリカが得
意とする部分があり、一つのプラント
ならプラントでも、アメリカの技術が
非常に得意とする、しかし日本がやっ
たほうが安い、低開拓国の利益からい
うと全体としてコストが低いほうがい
いんですから、このプロジェクトはお
れのほうが全部やらなければならぬと
いうふうにきめてかかる必要はないの
で、お互いに協力して全体として安く
やるようにくふうをする、こういうふ
うにしたらいいんじゃないかというこ
とです。

しかしながら、政治的な借款が全然
考えられないかという、そうはいか
ないのとして、たとえば韓国の問題。
いまわれわれが何しておる経済協力の
低利でやらなければならぬ韓国、その
韓国以上に広げられるかどうかという問題
があるわけですね。早い話が台湾の問題
はどうかという問題があるのですが、
台湾というところは非常に資本の
効率的な高いところ、したがって、
経済的にその必要は別にあるとは私ど

もは今のところ考えておりませんけれ
ども、いまのところ私のほうでは韓国
の問題だけは別だ。あとは商業ベース
でやるんじゃないか。特別な低利長
期のものを考えなくても回るんじゃない
かというように私どもは考えており
ます。

それから、第二点として、共産圏に
対する信用供与の問題でございます
が、正直に申しまして、制約ベースで
いいますと相当共産圏に対する信用供
与がかさばってまいりました。した
がって、いつも私申し上げておりますよ
うに、輸出金融というものも無限にあ
るわけじゃないから、金融能力は。し
たがって自由圏、共産圏——共産圏に
あまり信用供与がかさばってまいりま
すと、ほかの泣くわけですから、ここは
グローバルに考えて最も効率的にやっ
てもらいたいという頭です。貿易です
から、どうせ結局バランスをとらな
いかぬわけでございますから、した
がって、この間ききました対ソ貿易協
定でも、いろいろわれわれのほうの代
表にがんばってもらって、多少輸出超
過にもつていって、千二百万ドルでし
たか、いままでの信用供与の部分をそ
れだけ少なくするように努力したわけ
です。それで、まあそれもソ連が理解
してくれてそういうふうになったわけ
ですが、つまり私どもが念願としてお
るのは、共産圏を押えろとか何とか
いうんでなくて、輸出能力が無限にあ
るわけじゃないんだから、これは有効
に貿易の伸展のために使おうじゃない
か。一つの地域に偏向するようなこと
はやめてくれよということでございます
して、共産圏貿易についてはもう信用
供与については制限的にくんだとか

いうように世間で一面とられていま
すけれども、そうじゃなくて、資金の使
い方を効率的にやっておく輸出をふやす
うにやりますよというところ。これは
民間がやることでございまして、ただ
延べ払いになる場合は政府の許可が要
りますが、政府が許可をする場合は大
体そういう感触でやっておくべきとい
うことを言っているにすぎないわけ
です。政治的に考えるとかいうこと
は決してないというわけでございます。

それから、第三点の商法改正の問題
点は、経済局長からお答え申し上げま
す。

○政府委員(中山賀博君) 商法改正の
問題につきましては、具体的にどうい
う形で、またどの程度という問題を
取り扱っておるか、私、つまびらか
にいたしておりませんので、非常に一
方的なお答えになるかと思ひます。た
だ、一般的な考えとしては、御承知の
ように、日米条約では議定書の第六項
によりまして、通貨準備の保護のため
外資導入に対し必要な制限をすること
ができることと規定されておるわけでござ
います。したがって、IMF第八条国
に移行をした後でも、必要と認める規
制はこれで行けると、かように考えら
れるわけでございます。

そこで、先生の御質問は、たとえ
ば、そういうことで商法が改正になっ
て、日米条約の第七條にある事業活動
に対する内国民待遇との関係はどうか
という御質問が重点かと思ひますが、そ
の点につきましては、したがって、第
七條の内国民活動は議定書第六項に従
う。つまり、通貨準備の保護のために
規制措置がとられる限りにおいては、

それだけへこむと申しますか、制約を
受けると、かように解釈するわけでご
ざいます。

○木村福八郎君 商法で問題になっ
ておるのは、現行商法では株式の譲渡は
定款によっても禁止あるいは制限する
ことができないとあるのを改めて、改
正は、定款によって株式の譲渡を禁止
あるいは制限できるようにしよう、こ
ういうものらしいんです。そうします
と、いまの御答弁ですと、できると。
それは日米通商航海条約第七条に抵触
しない。しかし、それは議定書の第
六項ですか、その項で、そのことが通
貨準備とどういう関係があるのか、そ
このところ、よくわからぬのですが
ね。第七條を向こうで主張した場合で
すね、これは有効だということが言え
るかどうかということなんです。お聞
きたいことは、で、外資法でやらな
いで、そちらの商法改正でやるとい
う便法は……

○政府委員(中山賀博君) 実はその内
容を全然、私、存じておりませんし、
その内容が確定し、はっきりした上で
お答えさせていただいたらいかがかと
思ひます。

○木村福八郎君 いや、内容はいま
さっきお話ししたようなことなんで
す。ですから、それを前提として、いま
すぐ御答弁できないや、もう少し研究
されまして、私も資料をお見せしま
すから、それによって、いまはほかの方
の質問もありますから、あとで御回答
願ひたい。

○政府委員(中山賀博君) 承知いたし
ました。

○成瀬幡治君 時間がございせん
で、すから、簡単に伺いたいのですが、答

弁を聞いておきますと、これは高級クラブです。で、拘束をする決定をすることもありますが、勧告をすることもありません。しかし、そういうものについて不同意だと言えはそれでおしまいなんだ。まるで何のためにあるかわからなくて、難談をするところであるというように思われる。しかし、それは私は相当な負担金もあるだろうし、加盟した以上は相当な人がそこに派遣されるから、相当な経費もかかると思うのです。どのくらいになるかは知りませんが、あるいは委員会が二十二で、特別委員会あるいはその他の委員会等もあって、相当な人を派遣しなければならぬと思うのですが、利益はどんなことがあるかと聞くと、ドル防衛の利子平衡税は先にこういうところで話し合いをされておった、日本の国は早くからそのことは知っておった、こういうことです。

そこで若干お聞きしておきたい点は、たとえばそういうようなドル防衛の一環政策をアメリカがとうとうとするようなときは、アメリカが好意的に事前に話したのか、そのOECDの経済委員会ですか、そういういろいろな委員会が入っていると思いますが、そういう委員会の義務に基づいて、アメリカがその情報を提供をし、皆さんに了解を得ておられるのか、その辺のところはちょっとわかりかねるのですが、どんなふうでございましょうか。

○国務大臣(大平正芳君) これは先進国の間のクラブだと申し上げたので、私もはいまの経済は非常に国際的になっておる、したがって国内の経済政策というのにも国際的な関連をすみずみまで持ってきておる段階でございまして、各国の間でまず第一に情報の交換、そういう点によく日本政府も精通しておらなければならぬということ、第一に考えられるわけでございます。で、あなたの言われる情報を提供するとは義務とか、そういうような規制は全然ございません。おそらくドル防衛政策などというのは、ドル防衛政策の必要性というものは、アメリカ側からそういう話があったかと思えますけれども、しかし、利子平衡税の措置がそこで討議されなければならぬというところは考えられませんが、そういうことはアメリカ政府の少数の人間しか知らぬことであって、他国と相談してやるような、ああいう信用、非常に微妙な信用にかかわる問題、あそこでやるはずは私は絶対ないと思えますが、ドル防衛政策全体についての情報の交換は私はあったと思いますが、しかし、それは義務づけられたものではない、そう思います。

○成瀬権治君 ちょっと、大臣の言われたことは、そうすると、アメリカはそんなことは言わなくてもいいようなことをしなきゃよかった、こういうふうにとれるわけですね。ところが、私たちが、私のこれは聞き間違いかもしれませんが、OECD等に入っているクラブのようなものだけれども、役に立たぬものだけれども、入ったほうがいい。それなら何があるかという、いい点は、たとえばアメリカの利子平衡税等やうな場合には、事前に実はOECDに話されておったし、これは日本が加盟してなかったために知らなかった。今度これに入れば、事前にそういうことが察知できて、いろんなことができるのだから、こういうような説明を実は承ったわけなんです。あなたにいま聞くと、そんなことは言わぬでもいいと。そうしますと、大臣が答弁するかどうか知りませんが、三つのことは、これは外務委員会がございせんから、私は条文審議がどうこうということはいませんが、三つの(4)項等には、少し前を讀むと、「加盟国は、第一条の諸目的を達成し、かつ、第二条の約束を履行するため、次のことに同意する。(4)相互の間で常に情報を交換し、また、機構に対し、その任務の遂行に必要な情報を提供すること。」というように書いてあるわけなんです。ね。そうして、あなたのおっしゃる拘束をしないということは、第六条である。そうして加盟国に対する勧告権な拘束を決定するというのは、その前の五条なんです。いまのようなのは、条文からいえば第二条にうたっておるわけなんです。ですから、そんなことをやらぬでもいいんだとおっしゃれば、それでは一体クラブで何を話をするのか。何を言おうとするのか。都合の悪いことは言わぬでいいけれども、いいことになれば、こんなものに入る必要はないと思う。どうもそこら辺のところはさっぱりわからぬのですよ。

○国務大臣(大平正芳君) たとえば利子平衡税をおはやるのだというOECDで発表したら、もうたいへんです。その日のうちにカナダのドルは崩壊してしまいます。そんなばかなことは、これは話をすればいいと思えます。それは、だれか間違っていると思えます。あなたに御報告した人が間違っておったと思えます。そういうことでなくて、私の申し上げたように、全体の国内政策——われわれは孤立した繁栄はないのですから、各国の情報を十分知り合っている、承知しているというところが、国内の経済の運営にとりましても、経済外交を進める上におきまして、もう当然心得て置くべきことじゃないか。OECDに入ることもその一つの手段であるということのように承知いたしているわけでございます。

○成瀬権治君 ああ、実は、この書類を持っていると、この本を持っていると、言わぬから、私は実は遠慮したいし申し上げるわけですが、これ、これは責任ある文書として出されているのだと思うのです。その中の十、九ページの(4)項の中に、カッコして、七月十八日の米大統領の利子平衡税に関する教書等に見られる一連のドル防衛措置などについても、その前提となる諸問題につき同委員会が討議が行なわれた。と、こう書いてあるのです。それをひとつ見せてあげてください。外務省のものだから。そんなことは言うはずがない、カナダがあれだと、こういうことも私はわかるのです。わかるのだ。ただ、この書類であなたにそういうことを私が言うのはどうもおかしいことになるから、遠慮したい聞いています。大臣に言ったところ、そんなことは、そんなばかなことは言わぬと、言わぬから、われわれも聞き直らなければならぬけれども、これが間違っているならば間違っているでいいが、どっちが間違っているか、そこら辺をひとつ明らかにしてください。

○国務大臣(大平正芳君) それは「その前提となる諸問題」ということだと思ふんです。前提となる諸問題で、その手段について相談をしたらいへんだと思ふんです。そういうことをやったら、それは信用機構は崩壊してしましますよ。

○成瀬権治君 文書に、そんな「前提となる」なんて書いてない。

「一連のドル防衛」と、そう書いてある。あなた、つじつまが合わなかったからといって……

○国務大臣(大平正芳君) いや、そう書いてあるんです。つまり「一連のドル防衛措置」などについても、その前提となる諸問題につき同委員会が「諸問題につき」と。手段ということを書いてないわけなんです。

○木村福八郎君 関連して。実はあげ足とるようであつたけれども、前提となるという場合には、ドル防衛というのは一応予定されておるわけですね。それがなければ前提ということにならぬ。やはりドル防衛に関連しているわけですね。ですから、ドル防衛と無関係の問題でないで、ドル防衛というものの前提となる問題ですか、まあいざドル防衛というものが予定されておって、その前提となる……その点は少し、大臣、何か強弁されておるように思ふんですが。

○国務大臣(大平正芳君) もしそういういまの成瀬さんの誤解をお招きするようなことであったとすれば、こちらは恐縮であります。私の言う趣旨は、OECDでの諸情報の交換というのは、これは一般的な情報の交換はしょっちゅう通じて、われわれが内外の経済政策を立てるためにも心得てお

くべきじゃないかというのを申し上げたわけですね。たまたま利子平準税の問題が出たので、それは私もそういう個々の具体的な手段、これはもう寸秒を争う、極秘のうちにやらなければならぬ性質のものでございまして、そういう問題が討議されるはずはないじゃないかということをお願いしたわけですね。

○木村義八郎君　そう言われますと、前に私一べんその問題で外務大臣に御質問したことがあるんですがね。当時の新聞は、あれが発表になって、ヨーロッパ、ロンドンあたりの市場は平靜であったということは、事前に大体これが知られておったんだ。だから、株式市場等でもロンドンあたりではそんなショックは起こっていない。日本の場合には非常に大きなショック。そういうことが当時の新聞には伝えられておったわけですね。日本としまして、前に御質問したように、この問題はわかってはいたはずであります。非常に外務当局は研究不足だったと思えます、その点についてはね。その点は、大臣、あまり強弁されますので言うので、もっと率直にお答えになれば、別にこういう御質問をしたくないわけですがね。関連ですから……

○成瀬権治君　私はこういうふうに見方を変えて、たいへん失礼な言い方になるけれども、軍事同盟というのは昔のような軍事同盟ではなくて、これからは運命共同体、東西間の形として、そういう形になっていくと思う。しかし、片一方では国際分業というように形ではある、相当な情報交換等もされる、そういうことはあるという前提に立って、いまの情報交換なり、ある

いは資料を提供するというのは、お互いにぎざぎざに紳士的に語られるところに、こういう会議の意義があるんじゃないかと思っているんです。しかし、それじゃそれに対して入った以上は、私は相当の義務があれば、それに対処する責任もある。あなたもOECDに入るための努力をわざわざしておられるし、池田さんもその他の大臣も、外遊のついでこれに入ろうと努力しておることはわかっておる。入られる以上は、それ相当の何かいいことがなきゃならぬと思う。ただ、どうかのライオンズ・クラブですか、そういうようなところの会員になっていけばいいじゃないかというふうな感じがする。私はもうひとつ重大なものだと思っている。しかし、そういうことは外務委員会でおやりになることで、私たちは直接これに関係がないじゃないかと言われれば、それまでですが、資本の問題、経済の問題と実はいろいろ関連を持っておりまして、大臣に私は率直にどういうポリシーであるのかという点だけは明確にして、私たちの判断を誤らせないようにしてもらいたいと思う。ひた隠しに隠して……というところは、三百三十二のコードがあつて、そのうち日本は相当留保するものが多いわけですね。それに対してEBCの人たちはみんな賛成だ、あるいはOECDに入っておる人たちはどれだけの留保をしておるかというところは私は知りませんけれども、わかりやうがないのです。が、そういう立場に立って私たちはものを見て判断がしたい、こう思っています。私は御質問申し上げておるわけですから、そう防衛してやらずに御答

弁を願えれば、非常に幸いだと思えます。

○国務大臣(大平正芳君)　決して隠すつもりは私は毛頭ないのです。私は率直にこう思っておるのです。先ほど申しましたように、日本の経済が伸びていくためには、やはり世界の公道を堂々と歩まなければいかぬわけでございまして、日本だけが孤立してうまくやっていると、そういう分別はないと私は考えております。そうしてOECDにおきましては、御承知のよう

に、これは貿易の問題ばかりでなく、経済成長政策の基本についても、あるいは海運政策につきましても、労働政策につきましても、農業政策につきましても、最近では国際流動性の立場から通貨政策につきましても、各国の中央銀行の協力問題につきましても、それから科学政策、サイエンスの問題につきましても、非常に広範な話し合いが行なわれておるわけでございまして。そういう話し合いの中で、世界の先進国の大勢がどのように動いておるかというところは、日本としては十分承知の上で日本の国策を打ち立てる必要があり、運営に当たってまいらなければならないと思つてございまして、しかし、OECDに日本がいかに入りたいというところ、いまあなたが御指摘のようになくさんのコードがあるわけでございまして、その基準に照らしてあまりにバックワードじゃないかといわれるのなら、これは恥ずかしいところではございますけれども、日本の経済の実態は、また経済政策としてその運営の実態は、もうOECDに堂々と入っていいだけの実態は持つておると思つてございまして。その証拠に満

場一致で日本に入ってもらおうというふうな決議をされたわけではございまして、日本はそれだけの国になっておると、それに仲間入りするだけの実態を備えておるのだと、そういう日本がアジアでたった一つしかないということではございまして、アジアから見ても、日本がOECDにいますを占めておるといふことは、これはむだなことではないと私は思ふのです。

それから、しかし、OECDばかりでなく、世界ではいろいろな国際会議が行なわれておるわけでございまして、その国際会議に臨む場合に、決定的な実力を持った諸国がOECDのたまたまメンバーになっておるから、そこで事前、今度の会議にはわれわれとしてはこうやろうという一つの準備的な準備会議が行なわれるわけでございまして、それを知らずにつんばさじきで国際会議に出るよりは、ちゃんとした用意を持って、ちゃんとした打ち合わせのもとに日本が出るといふほうが、私は日本のためにもなると思つてございまして。したがって、どうい

う利益がどのようにあるかということ、これはもう計数的に出しにくい問題でございまして、もうここまで来た日本といふのは、もう当然これは入らないのがおかしいことじゃないかというふうに思つております。それから、自由化コードでめんどろな約束を取りつけられておるといふ問題もありまして、しかし、これは世界の経済の歩み方といふこと、当然日本も自主的にそうすること、日本のためじゃないかという意味で、日本が自主的に消化して、OECDに入ろうが入るまいが、とにかくこ

ういうルールは日本として守っていくほうが日本の経済のためじゃないかという自主的な立場で受け取って差しつかえないのじゃないかと私は考えておるのです。したがって、この問題は、理屈の問題と申しますよりは、そういう立場に日本がなつた、そうしてその立場になった日本はもうそういうかまえていかないと、今後世界に伍して日本の経済を運営していく場合にこのほうがよりベターな行き方じゃないかという判断をお願いしておるわけでございまして。

○成瀬権治君　最後ですから、二つだけお聞きしたいのですが、野澤さんもありまして、私は、この場で討議されることは、世界的な私は重要な問題について

はあらゆる面では討議されるものと期待しておるわけですね。ですから、私は早いほうがいい。あなたがおっしゃるような国際会議、あるいはIMF、あるいはガット、そういった重要会議に出席する前にこういうところで討議されて出たほうがいいと思つております。重要な問題は討議されると思つておるのです。その場合に、端的に聞いておきたいことは、先ほど読み上げました三条の(4)項でいう「情報」だとか、あるいは「必要な情報」といふようなものは、具体的にいうとたとえばどんなものがあるのか。日本ではいまだに世界的な視野に立つときにはこういうふうなという具体的なことがお聞きしたいというのと、それから、もう一つお聞きしておきたい点は、これはいま、昨年、年末で

すかに衆議院にかかっていますね。こ

れはいつまで上げねばならぬという期限はついておらぬわけですね。何かこう速記録で少し勉強したいと思って衆議院のほうに聞きましたら、あまり議論をされておらない。参議院に至っては何にもやっておらないということですから、一体、外務大臣は、この国会で大体成立すれば十分間に合っている、CEDとの約束で大体合っている、こういうような見通しでおいでになるのかという事なことです。

○国務大臣(大平正芳) 具体的な問題は経済局長からあとから御説明させていただきますが、御承認の時期の問題につきましては、私はこう考えておるのです。先ほど木村先生が御指摘のケネディ・ラウンドの問題がこの五月から、それから国際貿易開発会議は三月の末から始まる。最初の二週間ばかりは演説ばかりで具体的審議に入りませんにしても、三月下旬から始まれば、従来の例から見れば三月、四月、五月というようなどころががせざるを得ません。比較的繁忙期なんです、OECDとしては、ですから、せつかくお認めいただくのなら早くしていただいて、そうしてフルメンバーシップをもって日本が参加しておいたほうがいいと思うわけです。それで、そのように衆議院のほうにお願いしておるところでございます。

去年の七月二十三日に満場一致で加盟招請を受けてなかなか国会が御承認にならぬというのもみっともない話だし、精一ぱい早くしていただきたいという事で、いつまででなければならぬという何はございませんけれども、ただ国際信義上できるだけ早いにかしたことはないかと考えておるわけです。

○政府委員(中山實博君) 三条に申ししております情報の交換がどういふ問題について具体的に起こっているか、また必要であるかというお話についてお答え申し上げます。

われわれがいまさしあたって非常に関心を持っておりますのは、国連の貿易開発会議に際しまして、OECD関係諸国、なにかなくEECがどういふような立場をとるかということとは非常に興味がございます。そこで、OECDは数回すでに内部で会議をいたしました、この問題について検討しております。たとえば、御存じと存じますけれども、半製品あるいは完成品等について、後進国から産出する産品についてどういふ待遇を与えるかということとで一つ心配なことは、たとえば、それが安値で先進国にダンピングされては困るという面と、それが高過ぎてどこにも売れなくても困るというところをどう調整するかということ、たとえばベルギーの商務大臣の提案というものの出しております。これなんかは今後の国連の貿易開発会議の一つの大きなテーマになっていくのじゃないかと思えます。そういうところで、OECD全体としてどういふように考えているか、それから後進国の強い要望に対して、先進国としてはできることとできないことがあるのだけれども、そのときにどういふような態度で臨むかというさしあたって興味があるところでございます。

それから、その次にあげられますことは、いま、アメリカがシブ・アメリカンに基づきましていろいろな政策をとっております。そうしてたとえば同盟の運賃をチェックするために、たとえば外国の船会社に対して、アメリカじゃなくて外地にある、外国にある書類を提出しろというような問題が起きていること、御存じだと思います。こういう問題につきましては、OECDで、ことにヨーロッパの海運国が首領をとりましてアメリカに食ってかかっているわけでございます。こういう問題につきましては、日本としても、ヨーロッパと同調して、同じ利害を感じておりますが、こういう問題についても現実には具体的には参加してまいりますけれども、これは正式のメンバーとして早くこういうものにも全面的に参加をしたい、こういうようなこともございます。

それから、もう一つ、やはりさっき大平大臣からも申されましたように、経済成長の問題がOECDでも非常に取り上げられて重点を置いておりますが、日本のたくましく経済成長、これをどういふように、いろいろ向こうも聞きたいし、それからこちららも世界の経済の動向に関連してこういう問題についても話してみたい。

こういうようなことで、緊急なものとしてでない長期的なものを例示的にあげましたが、そういうようにわれわれとしては非常に関心を持って、一日も早く加盟が成立するように希望しておるわけでございます。

○成瀬清治君 ところで、これでおしませんが、意見の言いつ放しです。具体的な話があり、そうして具体的にいろいろなことをおやりになつていく。そこで、私は、利子平衡税でい

ば、何月何日にやるなんという事はそれはたいへんなことだから、言わなかったと思うのです。しかし、大筋は相当詰めた話をしておらなければならぬことになると思うのです。でこそ、私は意味があると思うのです。ですから、大臣みたくに、そういういろいろなことでは日本が不利になるとかどうかと、われわれはどういうわけにわけじゃないのです。大勢はそういうことにある。しかし、それを、いま申しましたように、前提として新しい角度の軍事同盟のような動きが今度出てくるのだという観点に立てば、当然そうなるわけですから、国で、外交は秘密だ、秘密だあまり隠さずに、もう少し私はさくばらん話をしたい、そうしてあなたらがよく言う世論のバックの上で国策が遂行されるようにしたいというの思ふのです。そういう心がまえを大臣に要望しまして質問を終わります。

○野瀬勝君 私は、木村、成瀬両君が言われたことに関連してお聞きします。まず第一にお聞きしたいのは、外交といいますが、いまではやはり経済外交が重点になっていると思うのです。その意味では池田総理も、経済外交が基本だと、こういうことを言われているのです。たまたまそんな意味で大平外務大臣が経済的によく理解されておるところから、あなたが外務大臣に就任されたら、私はそう思っております。人を得たと、こういうふうにして重要な課題は、何としても国際収支改善の問題だと思ふんですね。外務委員

会では、経済的な問題は扱われておらないようですね、速記録を見ても、衆参両方とも。機会があったら、委員長をお願いして私は連合委員会でも開いてもらいたいと思つておるのです、日本にとって重要な問題ですから。

わが国の国際収支は従来、経常収支の赤字を、これは借入金政策による資本収支の黒字でカバーしバランスをとってきたが、このところ構造的な貿易外収支の赤字と輸入激増で大幅な赤字を示し、本年度は経常収支で八億ドルもの赤字になろうとしています。強成長による生産や需要を抑制しなければならぬ状態であり、公定歩合引き上げもやむを得ない、すなわち金融政策も転換せざるを得ない事態だと思ふのです。これをどうするのですか。まさにわが国経済の危機であり、これは重大な問題だと思ふんです。特に通産、大蔵、外務三省は国際収支に関連を持っている省でございますから、十分に連携し真剣に考えていただきたいと思ふんです。

そこで、経済外交を進めるについてちょっと述べておきたい。一体、日本は先進国だといつても、実際に国際収支の状態はこのとおりです。そうして外資依存の借金政策をとっている。IMF八条国、あるいはOECDに加盟する先進国であるといっている日本の実態はこういふわけなんです。これは現象的、形式的近代性にすぎないのです。私は、先進国とか国の近代性というものは、もっと庶民大衆、国民大衆の生活が安定し、国家財政も、企業経済も、家計もバランスのとれた、しかも年々前進するものをいうと思ふんです。すなわち、現象や形ムードだけで云々するようなものでないと

先ほどから大臣はなごやかにお答えをされているようですが、まず第一にお聞きしたいことは、大臣が経済外交を進めていく上におきまして第一に考えている点をひとつ聞いておきたいと思うんです。たとえば具体的にいえば、ですよ、アメリカを中心にして経済外交を進めていくのか、あるいは西欧諸国を中心にして経済外交を進めていくのか。もちろん両方だと、こう言われるでしょうけれども、その力の入れどころですね、それをどういうところに置くのですか。そこをまずひとつお聞きしておきたいと思います。

外交を勇敢にやっつて、そこでわれわれがアジアに対してなし得る余力をつくり上げなければならぬと思っております。私どもが考えて一番大事な焦点はアジアでございます。アジアで何をどれだけなし得るかという力をまず日本は養わなければならぬ。アジア外交を論ずることはやさしいですけども、それを実行に移す実力を日本は持たなければいかぬ。日本が持たなければいかぬ場合には、やはり対欧米の關係におきましては現在の状態を改善していく必要がある、そういう手順でいま考えておるわけでございます。

ことについて相当のお考えがあると思
うのです。これをひとつこの際お聞き
したいと思うのです。

○国務大臣(大平正芳君)　そこで、先
ほど申し上げましたように、まず第一
にわれわれが取組んだ問題といたしま
しては、三十五条援用撤廃を求め

それから、第二点で、いま御指摘の対日差別、この輸入制限の問題でございますが、これも木村先生に対する御質問にもお答え申し上げましたように、二国間の折衝によりまして漸減の方向をとりまして、歴然たる成果はなさめておるわけでございます。ここ暫く前にフランスともやりました、八六四品目を六十四品目までにおろしていただいたわけでございます。そのように、さっぱりなくしてしまふところまで、

きた。輸入品の車は、いまだに日本は参らぬだらうと思います。問題はアジアの適地適産を考えなければならぬので、たとえばタイにおきましてトウモロコシの生産について日本が技術援助をいたしまして、そうしてこれは成功いたしましたして、非常にタイは助かっておる例もございしますが、アジアの風土に適合した産品、適産というものを培養していく。そうしてその技術援助もして、その品物がコンパティティブなものになるように指導していかなければならぬ。それは各地においてわれわれの技術者が入り込ん

でそういう計画も進めておることには野溝先生も御承知のとおりでございます。しかし、これは相当時間がかかる問題でございます、いきなり今日の国際収支に寄与するとか、あるいはアジア政策にすぐ寄与するという性質のものではないかもしれませんけれども、方向

としてはそういう方向にじみちな努力をいたしておるわけです。

○野澤勝君 外務大臣ね、私が心配しておるのは、大臣の実際面、行政としての考えは間違っておらぬと思うのですが、しかし、国際政局あるいは国際経済は激動していますね。具体的に申せばE.E.C.、欧州共同市場にしても、あるいは経済開発協力機構、O.E.C.D.にいたしましても、あるいはバイ・アメリカン、シップ・アメリカンにいたしましても、私は、大体その地方地方の地域経済が中心になってきておると思うのですよ、実際に世界は。そこで問題は、欧州の各国でもそう外貨の保有が十分だという国はないと思うのですよ、私の調査した範囲においては。それであるにもかかわらず、とにかく一面におきましては欧州防衛、一面におきましては積極的な手を打っておるわけですね。あるいは中国にしても、あるいはソ連にいたしましても、東欧諸国に対して積極的な貿易対策を講じておるわけですね。さらに英米あたりは、いまのヒューム首相が昨年のいままの外務大臣当時、中国の貿易使節団の訪英やヒューム氏自身日本、香港へ出かけて、市場拡大に相当の努力をした。で、私は大平さんに希望すること、ひとつ、先ほどあなたがたがおっしゃったように、それらの国々との貿易振興、アジア圏に援助をするという考え方は、それは私は間違っておらぬと思うが、これはひとつもう少し積極的に乗り出してもらいたいと思うのです。そこで、結論を申せば、あなたは、通産省の貿易協力委員ですか、駐在員ですか、その設置に賛成された。それをもう一歩積極性をもって充実さ

せるような考え方を総理あたりに進言して、むしろこの際、欧州の諸国がアジアに進出してきた、この経済的進出ですね、これと競争してはね返すような積極的な心がまえを特にお願いをしたいんです。どうでございませう。単にこれは中共と限ったことではございせん。A.A.地域の問題です。

○国務大臣(大平正芳君) アジアばかりでなく、東欧圏、ラテンアメリカ、その他アフリカに対して、私どもも、いま現在貿易量が少なくても、政府で貿易使節団を編成いたしまして逐次送っているわけですね。東欧圏なんか非常に日本に対する関心が高くなつてまいりまして、先方から有力な使節団が續々やってきておりますし、またそれだけの実績もあつてきております。最近私どもは北アフリカに使節団を出しましたけれども、これはいま貿易が一億ドルぐらいいんです。まだ取るに足らぬので、有力な人に行つていただくにはちょっとまだいかがと思つたので、有力な使節団を編成して出しておることでございませう。それから、いま貿易の關係者は、ジェトロにいたしましても、それから大使館の貿易担当官にいたしましても、商社にいたしましても、メーカーにいたしましては全世界で要所集めて情報交換をひんばんにやっております。で、いま、もう少し通産省關係の英才を登用してどうかというのを考へるというわけでございます。そういう方向に十分考へてみたいと思ひます。そうしてそういう方々と協力態勢をうまくとるのは大使館でございませう。大使館自体が、諸外国に比べまし

て、日本のお役人というのは、ここにお役人がおつて恐縮だけれども、私も役人の出身でございませうが、あまり商売に關係したがるのではありません。それはいいから、一つの商社が一つの問題をかかえて困つておるという場合に、かまわれないから、日本の国の利益なんというのには觀念的にあるわけじゃない。出先で苦心しておる方々、一生懸命だちになつてやつてやろうじゃないかというのをお願いしまして、そういうそういう官民の協力態勢というものをつくりたいと思つて、今後もそういうことをもう少し拡充してまいりたいと思つておるのです。

○野澤勝君 大平外務大臣は大事なところのお答えはないのですけれども、私どもも積極的であつてほしいと思つて、いまのお話、これも、積極的経済外交の一つに違いありませんが、いま私はイデオロギーでものを申しているのじゃないですよ。まだまだ何と申しても資本主義の国であるのですから、私はそんなにイデオロギーでものを申しているのじゃないのです。日本の現実の経済はどんな状態にあるかという点から、私は発言をしておるのですから、この点十分理解願つて、あなたのお答えをお願いしたい、要点だけで結構です。そういうことです。

特にいまのお話私はいちと思つて、ですがそういうように経済的な進出と申しますか、外交といひますか、それをやる場合は、私は少し大胆でいいのじゃないかと思つておるのです。ジェトロに對する指導なども悪いと思つておる。外国あたりでもっと貿易ができると思はれるのに、海外にある日本商

社等が非常識な競争をやつて信用を落としておるのです。日本の貿易進出の上で非常な障害になつたりします。こういう点は、役人だといつて別世界のうな感じを持つてはいかぬと思つておる。そういうのはジェトロに對して十分に注意を與へたり、場合によつてはそういう貿易の振興を妨げるようなものはどどん押えるようにすべきです。通産省、あるいは大蔵省と相談をされて、そういうことのないよう、ポイントをやる必要があると思つて、決意を、大臣から。

○国務大臣(大平正芳君) 官民の隔てなく、貿易振興というたてまえは、非常に困難な環境のもとにございませう、それぞれの機能もフルに日本のために活用するように十分配慮いたしたいと思ひます。

○野澤勝君 もう一つ聞いておきたいことは、先ほど、きょうの朝日新聞及び日経にも、その他出たのでございませうが、先ほど木村君、成瀬君からも御質問がございませう。新聞などは当然見えておるものと私は思つたが、外交面ばかりで、経済面を見ていないのです。『問題化する株式の譲渡制限』、この新聞に出ておるから、帰つたらひとつごらん願つて、各省と連絡をとつてもらいたいと思つたが、御承知のとおり、日米通商航海条約の第七條ではどうもちょっとできないように思つておる。商法の一般的な中にこの対策を織り込んでおるのだね。これでは先ほどの経済局長の答弁とは少し違つておる。七條はできないというが、商法で

はできる、そういう点を先ほど聞いたわけでしょう。その点についてはお答えが非常に明確を欠いておるわけですね。大臣、どう思ふね。

○国務大臣(大平正芳君) ですから、日米通商航海条約とその商法改正の問題は、大事な問題ですから、ちよつと時間の余裕をいただきまして、私のほうで検討させていただきます。この委員会に御報告いたします。

○野澤勝君 では、次の機会に譲ります。

もう一つお聞きしますがね、大臣、私はほんとうに心配なのは、先ほどからくどく申しましたが、外務委員会ではほんとうに大事な経済外交を強く強調されておらぬですね。論議も行なわれておらぬですね。これはひとつ、あなたもおっしゃるとおり、経済外交が重点だ、私もそう思つておる。ですから、どうかひとつ、前向きに、このことを使ひますけれども、あまりある国に気がねしたりせず、前向きでやつてもらいたい。私は、東側や中国について、すぐには往年のような貿易はできないと思ひますが、そうかといつて、やはりチンコム、コムにとらわれておつてはえらいことになる。アメリカのホッジス商務長官が対共産圏貿易について、場合によつては延べ扱いもあるというふうなことを発表しておられます。まごまごすると、これはとんでもない乗りおくれになりますから、よほど日本としては気をつけなければならぬと思つておる。ですから、どうかそういう点を十分大平さん、御理解願つて、そうしてあなた、台湾へ行くのでなくて中共やソビエト、その他いわゆる大國だけでなく、低開發國や

新興国へ行く必要がある。正直なところ、いわゆる大國主義的な悪い面も目についてきている。大國だけでなく、東欧諸國などへも行きまして、この東欧圏といえども、ブルガリアとかさらには中近東の方面のいろいろな事情も調べてくる必要があると思う。私は大体そういう態度が必要だと思ふんですが、この点、あなたどう考えますか。総理と相談をして、きょう私からあつた意見を相談して、またそれも善処してもらいたいと思ひますが、どうかひとつ、あなたまじめな外務大臣でございますから、私は正直にものを申し上げますが、あなたの気持ちを聞いておきたい。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほども申しましたとおり、貿易につきまして、この地域あの地域という偏見を持っておりませんで、日本の与えられた輸出の能力、輸出金融能力というものをグローバルなベースで最大限に活用していくというのを基本の方針にいたしたいと思つております。したがって、いま御指摘の共產圏方面につきましても、私も特に偏見を持って、これに對して貿易上の規制を加えるというような考えはございませんで、貿易は貿易としてコマース・ベースで、しかし、これは商売でございいますから、きびしくやらなければいかぬと思ひますが、進めてまいることには全然私どもは同感でございいます。したがって、そういう方面において今後努力するということをお願い申し上げます。

○野溝勝君 私は、平和条約もできておりませんという場所には大使を置くとか、外務大臣が行くというところについては、これはいろいろ問題もあるで

しょうけれども、もしできることなら、平和条約のできておるところ、通商条約のできておるところ、そういうところを中心に、共產圏であらうとかろうと、特に後進地域に對しましてはより一そう力を入れてもらいたいと思ふ。それを総理とも、きょうの私の発言に對して御相談を願えるかどうかというこの御回答がないんでござい

○國務大臣(大平正芳君) 野溝先生の御発言の要旨は総理にも伝えまして、その方針を御協議申し上げて、御方針をいたしまして私も異存はございませ

ないと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 一時半に再開することにしたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(新谷實三郎君) 大藏委員会を再開いたします。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案に對する審議はあとに回しまして、便宜、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を続行いたします。

○成瀬幡治君 政府にお尋ねするわけですが、そのつど出資は今までやってきたわけですが、今回改めて、予算がきまれば自動的にそれが出資の形になる、こういうような改正がされようとしてゐるわけですが、どういう経

過、あるいは他との関係、こうしたほうが非常にいいのだというようなことについて御説明が承りたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 出資につきまして、従来、増資に関する規定が欠けている政府機関が幾つかございまして、最近の一般的立法の傾向をいたしましては、増資にあたりまして法律の改正を必ずしも必要とせず、予算措置だけで出資の増加ができるということになってゐるのが多くなつております。と申しますよりは、最近におきましては、原則としてそのような立法例になつてゐるわけです。まだ残されてゐる従来からの政府機関の中に幾つか法律改正を必要とするものがございますが、日本輸出入銀行もその中に入っております。今回、この輸出入銀行のみならず、たとえば政府関係機関のうち金融業務を行なうものに例をとりますと、農林漁業公庫、公營企業公庫、北海道東北開発公庫、医療金融公庫、中小企業信用保険公庫、これらにつきましてはやはり同じような改正法律案を提案いたしておるわけでござい

ます。

このことによりまして、別段、私は実質的な利点というふうなもの、実際にそれが非常に業績にいい影響を与え

るかというふうな問題は全くないと思ひます。ただ、法律上の扱いをいたしまして、増資にあたりましては、それ

ぞれの金融機関の予算関係処理等においてこれらの事項は明らかにされてお

りまして、予算審議におきましてその

必要性等につきまして国会の御審議

を得ることになっておるわけでござい

ます。したがらしまして、法律の上でそ

のつど改正をする必要がないのじゃな

いか。ただ、非常にきつめてまじめに

増資を行なわなければならないというふうな政府機関でありますれば、これは納得でき

るわけでございしますが、毎年その事業

量の増加とともに当然のことのように

出資の追加を必要とするものにつきま

しては、この際、ほとんど全部のもの

につきまして同じような趣旨の、つま

り法律を要しないというふうな、予算

の範囲で出資ができるというふうな規

定を改正するといふ、全体としての方

針がそのようになっております。私ど

もそのほうが実情に沿うように考え

ます。これが今回の改正をお願いした

理由でござい

理由でそういう出資を行ない、また

貸し付けを行なつたというのではない

わけにございまして、結果的にうまく

もちろん成功したとは言えないものだ

らうと思ひます。ただ、そういう個々

の事例につきましては、なるほど御指

摘のようなことがあると思ひますが、

全体としての輸銀の必要資金量とい

うものは、一応の余力を持ててこれは定

めたわけでございしますが、その全体の

中の資金の中でどれだけを出資による

べきかといふことは計算上出てくるわ

けでござい

ます。それはまあむしろ予

算的な感覚になります、どういふ採

算であるかといふことですね、六分五

厘の借り入れをして四分五厘の平均貸

し出し利回りにしかならないとすれ

ば、必ずある程度の無利子の金が必要

だ。ですから、こういう機関に對する

政府の出資は、いわゆる普通の会社

における出資という観点よりは、資金コ

ストを運用利回りに符合させるという

ふうな性質のものでございまして、で

すから、総額二百何十億の出資が必要

であるといふふうなこと、これにつきま

しては、まあ個別の輸銀の貸し出しの

個々の問題とは別個に必要な額という

ものは計算上出てくる、そういうものを

われわれは予算の範囲で、予算でその

金額を定めた、こういうことでござ

いまして、いまお尋ねのいろいろチ

ェックをしなければならぬのじゃない

かという問題につきましては、これは

もうこの法律が提案される、毎年出資

の改正の法律が出る出ないにかかわら

ず、大藏委員会等におきましてさらに

御審議をいただければよろしいのでは

ないか。私もいつでも、法案審議の御

都合もございまして、うけれども、輸銀

の個々の貸し出し等につきましては、好しまくような事例がありといたしますれば、それについてそのつど呼んでいただまして御審議くださればよろしいのではないかと、ううに考へておるわけでございます。

○天田勝正君 閣下。どうも、ただいまの銀行局長の答弁は、過日の答弁と私は違ふように思ひます。確かに今回の改正それ自体が事務的といへば事務的であります。そこで、過日アラスカ・パルプの問題を引き合ひにいたしまして質疑したわけですから、それとあつて、いづれにしても二十億の会社に百十八億の貸し出しをする、そういうことは世間例があるならばとに、ないのです。ですから、一時的なこの注文書によつて、それを裏づけにして資本金をこえて貸し出すといふことはあり得ても、設備投資のとき長期にわたつて縛りつける資本は、資本金をこえて出すといふことは、どんな機関だつてあり得ない、そのことを指摘したのです。そこへもつてきて、何ら利益もあがつていない、業績のないものに六倍も貸すといふことは不当ではないかといふことを申し上げ、結局いろいろ答弁がありましたけれども、最終的には、好ましくない、そういうことになったのであります。

これはいま聞いてみると、またもや結果的に業績があがらないから好ましくないのだ、こういう話に転換してまいりました。業績があがらうとあがるまいと、業績があがれば一会社にその安い政府資金をどつとぎ込めばいいのか、こういうことになるので、他にも渴望している会社はたくさんあるので、そういうこと自体が好ましくない、

のです。政府の金を使うについては、もっと困っているほうへ平等の原則に基づいて融資をしていくというのがしるべきなんです。そういうことになると、どうもちょっとまた賛否の態度を変えなければならぬやうな始末にこつちが追ひ込まれたわけでありまして、けれども、その点、どうですか。

○政府委員(高橋俊英君) 私が申し上げたのは、当初から非常に政治的な配慮のみでそういう融資を行つたわけではなかつた、やはり日本の当時の資源開発という、まあアラスカの資源を利用するといふやうなことで、まあいわば経済的な動機からそういう案が採択されて、輸銀から融資が行なわれたという事情を、簡単に申し上げたわけではございません。この間天田委員からいろいろ御指摘になった、非常に資本金に対する融資の率が高過ぎるのじゃないかといふやうな点は、まことにごもっともであります。私もこの立て直しにはいませうと努力しております。出資を相当増額させて会社の成績を軌道に乗せるといふやうなことで、努力をしておる次第でございます。その結果幾ぶんかはその会社の資本金と借り入れ金との比率も幾らか改善にはなる、そういうこととて、また出資は当分の間無配におくことといたしまして、それだけ金利負担が軽くなる、特に市中から借りている市中金利による分などを先に返済するといふやうなことをいたしますと、会社の業績にもそれだけ影響するわけでございまして、そういう方向でやっておりますわけでございまして、決してそうしたことが非常にやむを得なかつた、適

切だといふやうに答弁するわけじゃございせん。立て直しについて、せっかくその方向において努力しておる次第でございまして、どうぞひとつその辺の事情を御了解いただきまして、今後とも貸し出しにあたりましては、今に行き過ぎではないかといふやうな事例が生じないように、できるだけ監督を行ない、また輸銀にも注意をしていただくという気持ちにおいては何ら変わりはないと存じます。

○天田勝正君 きよは、過日だいで迷惑をかけながら私は質問しましたので、きよは全然もう質問しない、こゝういふことを申し上げておつたのです、だんだんどうも困るやうな答弁になつてしまつて、先般私の申し上げたとおり、口幅ったいけれども、私も銀行につとめたことがありますが、知つておるのです。それで、結果を取捨するに努力するのだから御了解を願ひたいといふやうなことであるけれども、国策といつてみたところで、必ずしもアラスカからパルプを入れるやうにしなればわが国の国損になるからではないかといふことは、論議をまだいたしておりません。ほかからでもいかどうかわからないので、そういうことで結局国民全般に、しかもその生活に於ける面において国民全般が利益を受けるというのじゃなくて、はつきり直接的にはこの化繊会社等が利益を受ける、これだけは明瞭なんだ。国民全般が利益を受ける、いま私が申し上げた国民生活につながるという面ならば、他から輸入したつていいと、こゝういふことなんですよ。要するにアラスカ・パルプと化繊会社というものは、これはつながつておるのだ。これはだ

れも知つておることなんですよ。ですから、化繊会社も出資しておるのであつて、ですから、そういうくどいことを一々あげないで、あつさり議論しているわけなんだ。でありますから、今後ああいうことはもうない。あとの取捨をどうするのこうするのといふことは、そんなことは不当な貸し出しをしたから取捨しなければならぬのであつて、初めから正当な貸し出しをしておればそんなことはない。

この問題については、輸銀当局のほうがあつさりしておると思つたのです。輸銀当局は、この前だつて、とにかくきよはのやうなことはないといふと云つておる、むしろ今回だつても、政府側から必要に応じて自由に融資が予算で許す限りできると、こゝういふことになれば、いまだからでもそれを部内において引き締める、こゝういふ従業員の教育もしなければならぬ、といふくらいな態度をとつておる。それでなければならぬのですよ、ならないのに、何かまたもとに戻つて弁解がましますね、どうも私は納得いたしかねますね、どうも私には納得いたしかねるもこえたり六倍もこえた。だから、私はこの前も言つたでしよう。そういう例がほかにもあるなら示してもらいたいんですよ。ないですよ。どんなところだつてそういうことではない。そういうことなんですよ。私、私は、その点はあつさり遺憾であつた。遺憾であつたがゆえに、あと盛んにあとと始末をせざるを得なくなつた。

そこで、今度はむしろ私はこれから先は輸銀にも聞きたいのでありますけれども、政府側からその権能をまかさ

れたら、輸銀のほうでも自衛自戒の決意がなければ、それは成瀬さんがおっしゃつたとおり、一カ所でもチェックをする場所が少なくなる。予算予算といふけれども、このごろの予算は実体的には本会議の小型になつてきておることは、だれもが承知をしておる。ですから、一公庫の問題だけに長い時間をかけて、分科会といへども議論をされたといふこともないし、それだけの時間もない。両院の審議期間をそれぞれ三十日とみなしても、ないのです。ですから、そのチェック機関を、場所を置きたいといふ主張もしかるべき主張なんです。でありますから、ひとつ……それは国政調査権というものがあります。あるけれども、それも休中なかなか開けない。どつちにしたつてチェック機関が、場所が少なくなるというところは間違ひないのに、それをしむ手続的に簡便にしよう、こゝういふ趣旨なんだ。だとすれば、部内においてのこの自衛といふことこそ私は必要だと思ふ。銀行局においてもそういう見解に立ち、輸銀のほうでもそういう見解に立つことを私は望んでおります。ですから、あらためて公団については輸銀の意見も聞きたいと存じますよ。

○参考人(森永貞一郎君) アラスカ・パルプの問題につきましては、先般も申し上げましたとおり、当初の資金計画樹立の際に、もつと自己資本の充実に期すべきであつた。それが今日までおくれました点が、いろいろな災いのもとになつておる点も、私も私どもいたしまして深く反省をいたしておるわけでございまして、今後の案件の処理につきましては、そういう点を十分自戒

したつておるのだ。これはだ

れも知つておることなんですよ。ですから、化繊会社も出資しておるのであつて、ですから、そういうくどいことを一々あげないで、あつさり議論しているわけなんだ。でありますから、今後ああいうことはもうない。あとの取捨をどうするのこうするのといふことは、そんなことは不当な貸し出しをしたから取捨しなければならぬのであつて、初めから正当な貸し出しをしておればそんなことはない。

この問題については、輸銀当局のほうがあつさりしておると思つたのです。輸銀当局は、この前だつて、とにかくきよはのやうなことはないといふと云つておる、むしろ今回だつても、政府側から必要に応じて自由に融資が予算で許す限りできると、こゝういふことになれば、いまだからでもそれを部内において引き締める、こゝういふ従業員の教育もしなければならぬ、といふくらいな態度をとつておる。それでなければならぬのですよ、ならないのに、何かまたもとに戻つて弁解がましますね、どうも私は納得いたしかねますね、どうも私には納得いたしかねるもこえたり六倍もこえた。だから、私はこの前も言つたでしよう。そういう例がほかにもあるなら示してもらいたいんですよ。ないですよ。どんなところだつてそういうことではない。そういうことなんですよ。私、私は、その点はあつさり遺憾であつた。遺憾であつたがゆえに、あと盛んにあとと始末をせざるを得なくなつた。

そこで、今度はむしろ私はこれから先は輸銀にも聞きたいのでありますけれども、政府側からその権能をまかさ

なお、今後いわゆる開放経済下にあ
りまして、いろいろな面で自由化が進
展してまいりますと、私どもの取り
扱っております案件につきましても
政府の許可を要しなくなりまして、私
どもが自主的に判断しなければならな
いというような傾向が今後ますます強
くなつてまいろうかと存するわけでござ
います。私どもといたしましては、そ
ういう事態に備えまして、あや
まちなきを期するよう今日から大いに
心がまえを正してまいらなければなら
ない、さように考えておる次第でござ
います。

○政府委員(高橋俊英君) 輸銀の総数から申し述べましたが、私のほうも、監督上も全く同じ考えで、今後十分過当去のそういった事例を反省いたしまして、あやまちなきを期したいと存じます。

○成瀬藩治君 実は二時半から経企長官という事になっておりますが、まだここへお見えにならないようですから、私は、輸銀のほうは質問すれば切りのない話になってまいりますから、しまいと思っておったんですが、話が始まったので、若干関連してお尋ね

ておきますが、輸銀はあくまでも商業
ベースだと思っんです。そこで、いま
のアラスカ・パルプの問題は、どんな
にあれしなつて商業ベースをこえた問
題なんです。そこで、今後こういうこ
とはないと、こういうふうには私はいま
の銀行局長の答弁なり総裁の答弁から
受け取っておるわけですが、しかし片

しゃいましたとおり、確かに輸銀は、一般的な商業ベースによるところの延

べ払いの資金をまかなうというようなことが業務の中心になっております。それに対して協力基金のほうは、輸銀の業務にはやや適当でないが、しかし海外経済協力の必要上どうしてもある程度取り上げていかねばならぬという

問題、たとえばやや公共事業的なものであるとか、農林漁業に関連するもの、そのほか資源開発が含まれますが、しかしそれも輸銀ベースでやるのには適当でないようなもの、そういうものを、それを補完して行なうという考え方に立っております。

ただし、それも非常に厳格に解しますと、その境目がはっきりしないような場合が出てくることはやむを得ないことでございます。たとえばインドやパキスタンに対する円借の問題、こういったものは、その資金の使途としていろいろなものが含まれますが、いわゆる商業ベースによる商品輸出といわれる

方というふうな面から申しますと、やはり輸銀がやるのが適当じゃないだらう

うかそういうことで、これはそちらのほうになっておるわけでございませう。

現在、必ずしも明確な一線を引くことのできないケースが生じてきますけれども、そのとききのいろいろな事情

を考慮しながら分担を定めていきな
い、こういうふうに考えております。
○成瀬幡治君 経企長官お見えになつ
たので、私はあと二、三お聞きします
が、いまの答弁にからんで、そういう
ようなことをどちらに振り割るかとい
うようなことをきめるのは政府がきめ

る。だから、政府は輸銀に対して、おまえのほうの出資でやれ、こういうふう
うに押しつけてくると、先ほど總裁か
ら、輸銀は商業ベースに立って、経済
ベースで考えてやっていくのだから、
そういうことはないのだ。チェックは
そういう立場に立ってやるから、アラ
スカ・バルブの二の舞いのようなこと

する、こういうことになるのですね。
現にそういう必要があって、もう申

し込まれておるとか、あるいはこういうようなところで肩がわりしなくちゃならぬというところについて、ある程度数字をはじめた上における出資金の増額であろうと思うのです。であるとするならば、いま現にそういうもの

がどのくらいおよそ予定をされておるか、そうしてその国はどの国なんだかというのを、長官もお見えになったようですから、お答え願いたい。

○政府委員(高橋俊英君) 最初の問置につきましては、先ほど申しましたとおり、厳格な意味で一線を引きたい

ものはありますけれども、これを輸銀に政府が一方的に押しつけるという考へ方、え方は從來もとっておりません。十分連絡を保ちながら、この程度のもは輸銀がいわゆる商業ベースとして取り扱つても差しつかへはなかるうといふうふうなものを輸銀に扱わせるといふ……。

おるわけです。ですから、輸銀の性格に非常に沿わないということではな

い。問題は、相手国であるところのインドとパキスタンが、その後々において、厳密な意味で支払いを、延べ払いの期限が到来するものについて、きちんと支払っていくだけの資力がはたしてあるかという点にあると思う。こ

し、これらの点につきましては、世界貿易の主要な各国が、いずれも協調的な意味で、インドやパキスタンの経済開発を助ける意味におきまして援助を行なうておる、経済的な援助を行なうておる、輸出という形でやっておるわけ

向に對しまして、わが国もある程度これ
を支援するといふふうな動きが必要
とされております。これを経済協力基
金でやるかどうか、非常にむずかしい
点がございますけれども、私どもは、
いまの段階ではやはり輸出入銀行を
取り扱わしたほうが適當であらうと

いうふうにしておるわけでございます。

次に、肩がわりの法律改正の問題につきましても、具体的にこの法律を考へますときには、そういう必要が生じておったというふうな事情はございませぬ。しかしながら、いまの段階で申し上げますれば、ブラジルあたりは非常に国際収支が悪く、外貨準備が非常に乏しいので、いろいろ期限の到来しますところの債務の返済に非常に不安があるというところで、すでに債権国の会議を催すとか、そういうものを催さなければならぬのじゃないかというふうな動きがすでにあるようでございます。ただわが国は正式にその話を受け取っておるわけじゃございませんが、いわゆるブラジルの国際の収支が非常に悪いから、繰り延べ、たな上げ等が必要となるのではないかとということが言われております。それらの金額等については全く予測が困難でございます。すでにブラジル、アルゼンチンには、今度のような輸銀が肩がわりしていくという形ではございせんが、繰り延べを行なつた実例はございせん。今度の場合に、はたしてどの程度のものをブラジルが要請してくるのか、私どもまだ数字としては何らつかんでおりません。この輸銀の貸し出しは千六百億円というものの中に、そういうものがどれだけ入っているかというふうなお尋ねでございませうが、積算の基礎として格別にそういうものをかっちりとかまえて予想して貸し出しのワックを予定したものでございせん。大体まあそういうふうな投資に近いような、そういうものがあることは予想してありますが、幾らどの国に對してあるというふうな計算をしてはいるわけではございません。

○成瀬輔治君　まあ時間ですから、私は議論をいたくはないですが、いまの御答弁を聞いておいても、私はどうも、もっと何べんも質問を重ねていきたいんです。というところは、ブラジルのがパリ会議等で若干議論されたというふうなことをやってくれぬかのごとく期待をしながら、この法律改正をして、いまの答弁を聞いておれば、どうもその辺のところ納得がいかなくて……。たとえば事前にこういうふうな申し出があった。あるいは日本国内から、からかうような問題で困つておる、というふうなものがあつたんじゃないかと思ふんです。あるいは外から、あるいは中から。だからこそ、こういう改正が用意されたんだと思うところ、いま御答弁を聞いておれば、何か、何でもないんだけれども、法律をせつかつくつておくなら、まあ何かのときにでもいざとなつたら役に立つておこうやといふような、まことに何というですか、優等生の答弁だらうな、そういう答弁は。答案として、念のために書いておくというふうな、そういう改正に受け取れてしようがないわけですか。必要じゃないわけですか。将来も必要じゃないかもしれない、現にそういう音なきもないようなところ、と受け取るわけですか。ですから、そんなことを議論しておつてもいかなと思ひますから、私はもう少

しこういう点については、若干こういう法律改正をしないかならない裏づけがあると思うのです。もしそういうことを、何にもないですとおっしゃるならば、まさになかつたら、私はやめられたらいい。あるとするならば、こういう次第で……。そういう答弁をしてごまかしていけば済むという、そういうやり方も、私はけしからぬと思ひます。そういうふうなことを申し上げて、私はそれだけでいいです。

○委員長（新谷實三郎君）　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（新谷實三郎君）　速記を始めてください。

○木村禮八郎君　私はあとから来まして、突然質問して、誤解した質問をするところ、と困りますけれども、先ほど銀行局長の御答弁の中に、輸銀の資金計画の中にブラジル等に対する融資も含まれているような御答弁だったから、あれはブラジルに対する、ウジミナスですか、製鉄会社に対する出資ですか、あれは経済協力基金から出ているんですね。それと民間からも出ています。日本の民間から。いや、出てはいるはずですよ。経済協力基金の、いま百十億圓ぐらゐるのですか、それで。——ないですか。ほくは前に調べたときに、どうも入っているように思つたのですが、あれは政府が出資しているはずだと思ふのです。経済協力基金の中にありませんか。

○参考人（森永貞一郎君）　ウジミナスに対する日本側からの資金供給は、現在三百五十億圓ぐらゐると思いますが、その大部分は輸出金融でございまして、これは輸銀から日本ウジミナスを経てブラジルのウジミナスに出ております。そのほかに出資があるわけですが、その出資は民間の製鉄関係その他の関係会社が出資をいたしまして、日本ウジミナスをつくりました。それが向こうのウジミナスに出ております。さらに、その会社がウジミナスに出資するために必要な資金を、私どものほうから四、五十億でございまして、この会社に出資いたしております。現在のところは経済協力基金は、ウジミナスには関係はございません。ただ、將來どうするかという問題のときに、基金の問題が非常に大きく浮かんできるのでございませう。

○木村禮八郎君　そうですか。ないので、すね。じゃ、いいです。

○委員長（新谷實三郎君）　それでは、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に対する質疑は、本日のところこの程度にとめておきます。

○委員長（新谷實三郎君）　再び、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

宮澤経済企画庁長官が出席しておられますので、御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○成瀬輔治君　長官に。私は、日本の国際収支がずっと赤字を続けざるを得ないとなれば、そうしてこの前あなたの答弁を聞いておりますと、四十二年に解消することは困難だと。これは貿易外収支をさされたのか、あるいは經常収支をさされたのか、あるいは総合収支をさされたのか、そういうことは別として、なかなか容易なことではないであらうと。まあ資本収支は別としてですね、經常収支でいえば非常に困難だと。そこで、あなたにお尋ねしたいのは、四十二年は困難だと、こうおっしゃるが、私らはもっと十年ぐらゐなかなかな困難じゃないかと思つてゐる。いまの計画を完全に遂行されるときも、なかなかできないのじゃないか。ずっと構造的な問題として赤字が続いていったとした場合に、円の国際的な地位と申しましたかね、片一方ではやみどりの値段というものはないじゃない、あるわけですか。その円の安定というふうな観点に立つて、非常に実は心配をされているわけですか。そういうふうな点について、長官としては円の価値安定に對してどういうふうな基本的な姿勢をお持ちになつてゐるのか、承りたいと思ひます。

○國務大臣（宮澤喜一君）　過日、昭和四十二年に至りましてもなお困難かと思ひますと申し上げましたのは、貿易外収支——船舶、海運を中心としたところの貿易外収支について申し上げたわけではございません。で、総合収支あるいは貿易収支について申し上げたわけではなかつたわけではございません。で、やはり基本的な問題は、その四十二年になりましたもなかなかと申し上げましたのは、それだけの船舶をつくり、そうしてその船舶がみんな積み荷を持つというところが、そもそもの簡単なことではございせん、積み取り比率が六〇％とか七〇％というところはなかなか簡単には参らないことではございますが、それと同時に、そのようにして船舶を持しますと、必ず運賃収入以外の、いわゆるIMFで申しますその他の収支、つまり船舶用の油で

ございましてか港費、こういつたようなものはますます出が多くなるわけでございます。わが国一國の港費は世界各國に邦船が払います港費とイコールになるというところはなかなか考えられないことではございまして、いわんや、船舶用の油はこれは自給をするということがとうてい考えられません。それらのことから、かりにそれだけの船舶増強をし、そうしてかりにそれだけの積み荷がございまして、なおいわゆるその他の港費といふものは赤になる公算が多いわけでございますから、それでまあいおうお答えを申し上げたわけでございます。

そこで、考えてみますと、本来、船舶用の油なんというものは事実上は輸入ではなからうか、むしろ貿易収支で輸入に本来建つていい性質のものではなからうかと、事の性質上そういうものではないかというふうに考えるわけでございます。そういたしますと、それならば、それを含めた姿での輸入といふものをまかなうだけ輸出がなければならぬのが本来の姿であらう。現在わが國の輸出は国民総生産の九〇程度のものでございまして、ヨーロッパの先進國を見ますと、大体イタリーくらいまで含めまして、一〇から一三、四〇は輸出があるわけでございます。それで、国民総生産が六百億ドルでございまして、ざっと申し上げまして六百億ドルあるのでございまして、一〇の輸入増になりますと六億ドルプラスになるわけでございます。

そういうふうなことをいいますと、やはり基本的には輸出というものがもっと高い水準でなければならぬということに帰着をいたすのではなからう

か。円の対外価値ということについてたゞいまだ心配しておられんし、見通し得る将来心配な事態が起るとは考へておりません。けれども、全体の構成で申せば、輸出の国民総生産に占める比率というものが、何となく高くなればならぬ、こういうことが問題の一番の焦点ではなからうかというふうに考へております。

○成瀬輔治君 私、国際収支といふことは経常収支に限っておることで、なるほど資本収支で借金をすれば総合収支で赤字にならないけれども、あるいは黒字になるかも知れない。そういうことはお返ししなければならぬ。お金のいづかはお返ししなければならぬ。いや、むしろこれは返す段階になり、利子ばかりじゃなくて、元本まで返さなければならぬようなことになりまして、なかなかたいへんなことではないかという点で、経常収支で……。

そこで、お尋ねしたい点は、四十二年までは貿易外収支は非常に困難だ、黒字にしていくのは困難だ。とするならば、いづつごろ企画庁長官として——これはしばしば私は狂うと思ふんです。貿易の収支じりが狂うと思ふんですが、それはやむを得ぬと思ふますけれども、しかし、基本的にはこうあるべきものだという目標を立てるところの責任は、あなたの役所以外にない。したがって、いづつこれを解消するかという目標を立てて、そうして年次計画、それに基づくところの、たとえばこういう政策はこの程度にやっていると、こういうものについてはこうやっていると。いま一つ、油の問題は輸入のほうに入れておきさえすれば、経常

収支の赤字は輸出のほうで挽回するといふのも一つの案かも知れない。目のつけどころと申しましようか、そういうこともものさしになる。そうすれば輸出振興には輸出はどれだけなければならぬか、どういう対策を立てるというところに話がついて、進展していくと思ふ。ですから、そういう立場に立って、経常収入はこうやうな黒字にしていくんだ、そういうめでたすね、いつやるのだ、そのときには輸出はこうなつて、輸入はこうなるといふような点をお聞かせが願ひたいと思ふ。そのことが私は円の信頼性と申しますか、そういう問題に重大な影響がありはしないか。いまは心配ないとおっしゃることはわかる。しかし、将来の展望に立ったときに非常に心配を——心配だ、心配だといふことはあまりいいことじゃないけれども、しかし心配をしながら対策を立てていくのが私はあたりまえだと思ふ。一つの会社にたとえたら、全部赤字で、借金政策でやっているのと同じことでしょう。一つの会社だったら、会社がいつ不渡りを出すかわからぬことになってくると思ふ。ですから、そういう立場に立ってお答えが願ひたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまの成瀬委員の御質問は、まことにごもっともだと思ひます。それにつきまして、過日木村委員の御質問にお答え申し上げましたように、今月中にでもそういう基本問題をみんな集めて、政府の経済閣僚の間でもとから問題を洗い直してみたいと考へておるわけでございます。で、その際に関係各省から提出いたします資料を、ただいまお

互いに連絡をしながらぼつぽつとつくりまして、それができまふと、ただいまの御質問に計数でお答えすることができないわけでございますが、大体の考え方は、四十二年なり四十三年なりを一応の目標に置きまして、そのときの貿易量が、輸出輸入のおのたたいの量であらうかといふことが一つ。それから、そのときまでにどのくらいの外航船、これはタンカーとバルク・キャリアがおもになると思ひますが、どれだけの建造可能であるかといふこと。建造可能といふ意味は三つございまして、一つは船台があるかという問題、これはたいした問題はなからうと思ひます。もう一つはただ財政資金が要るかという問題、もう一つはそれが背負わせる荷物が実際にどの程度確保できるか、この三つの問題でございまして、その上に立てて、昭和四十二年なり三年までにそれらの外航船舶の建造が何トン可能であるか。で、さてそうしてそれらの船が輸出及び輸入についてどれだけの積み取り比率を持ち得るであらうか、及び第三國間貿易でどれだけのかせぎをかせぎ得るか、こういう計算をいたして、ただいま目下やつつあるわけでございます。さて、そこでそれらの計数が整いましたときに、今度はそれぞれの船舶によるいわゆるIMFで申しますその他の経費、これは港費と船舶用の油などでございますが、それがどのくらいになるか、これは当然マイナスになるわけでございます。そこまでの計算をいたしまして、IMF方式をとらずに、今度はそのマイナスになる、

少なくとも油の分などは概念的には輸入のほうに入るといふ考へ方をしてみまして、海運収支がそことんとんになるであらうかどうであらうか、その場合今度それだけ輸入のほうからえまうから、それをカバーするだけの輸出が可能であるかどうか、大体そういう計数の整理をただいま各省共同で作業をいたしておるわけでございます。これはお説のように、まことに見通しの中でもはなだ立てにくい見通しでございますけれども、一応その基礎的な資料の上で、この問題を海運のところから研究していきたい。できれば今月中にそういうことを関係の閣僚の間でやつてまいりたいという気持ちでございます。

なお、それと同時に、積荷の確保といふことは産業界の協力と申しますか、その気にならなければならぬ。かきがいのことと申しますから、当然それらの人たちに呼びかけなければならぬ。今度、呼びかけます。話がついて出てくると思ひます。それらについてもどうするかといふこともういたしたような作業の中途の段階にあるわけでございます。

○成瀬輔治君 三月中にある結論が出ようとするのか、第一回の会合をお開きにならうとするのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはどう希望的に考へましても、第一回の会合を開くといふことになるのではなからうか。ただ一つ、さしずめ急ぎますことは、各造船会社が将来の船台の状況をいまして、輸出船の契約をあいいていればとるといふことになるわけござ

います。で、さしずめ昭和三十三年度あるいは四十年度の早期にそのために国内船をつくる船台があいていないという点ではいけないので、その点だけは比較的早くとりあえずめどを立てておかねばならないと、こう思っております。

○成瀬権治君 輸出は、この前の木村委員のときもお話がありまして、予定どおり伸びておる。そうして輸入もちょっと予定よりも期末的には狂って伸びることもあるわけですが、そういうようなことがあるかと思ひますが、基調としては、予算の説明等では健全均衡財政ということばを使っておる。しかし、財界で使われておることばは、御案内のとおり引き締め政策で、この中にもしばしば引き締め政策ということばを言われた経済関係の方もあるわけなんです。この成長政策の出できたい面もあるが、ひずみの面もあるというところは認めておいておると思うのです。そこで、そういうものを直しつつ、なおかつ輸出を増強しなくちゃならぬということが一点と、それから、あなたがたが、貿易外収支の問題で努力するのだ、こう二本立て——三本立てくらいになるだろうと思うのです。国内の問題を、ひずみの問題を入れれば、それから、貿易振興の問題、それからもう一つは、何と申しますか、経常外とかいろいろな対策が各方面にわたってくるのですが、私は経済関係会議というのですが、これからつくられようとするのか、これから発足しようとするのか、どういうようなことを、全体のものをさういうようなところで、全部に日本の経済に関する基本的なもの、あるいはこまかいそ

こら辺の資料を集め、そうして数字をはじいてやられるのか。もう少し、経済関係会議の主たる仕事というのか、任務、それからどういうような構成メンバーでおやりになるのか。これからもしやられるとするなら、第一回は国会開会中で特に予算関係でお忙しいと思うのですが、その次三月やったら四月はやらすにおくものかどうか。四月は何回くらいやっていつごろこういう問題は結論を出して、たとえば今年の八月末までには、次の予算に備えていくというように、ことにもなるかと思うのですが、そういうような点についてはどういう心がまえですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 経済関係会議と申し上げたのは、ごいけませんで、経済関係懇談会というのが実は常時あるわけでごいします。これは毎月定例的には、従来経済企画庁の月例経済報告というものがございまして、少なくとも一ぺんは必ず開いておるわけでごいします。大きな経済問題がございしますときには必ず——必ずと申しますか、しばしば会議を開くわけでごいします。構成員は総理大臣以下経済関係閣僚、それから日本銀行の総裁と、政府与党という問題がございしますために与党の役員が三名入っております。この機関で討議をしようというふうに考えておるわけでごいしますが、今度の場合は事務が海運に相当関係がございしますので、開発銀行の総裁にも加わってもらふことのほうがよろしくはなからうかと考えてございします。これはしかし私の私見でございまして、別に総理大臣の許可を得てさういうことをたいたい申し上げておるわけではございしません。が、さういうふうに考

ております。もちろん、何カ月もそこで議論しておるわけに参りませんので、基本的な方針は一月ないし一月半、おそくてもその間にはきめてしまわなければならぬと思ひます。問題は多方面にわたりますけれども、それだけの船を政府が財政援助をしてつくりたいとおきまして、よほど積み荷をしつかりしておきませんと、ある意味では相当の不確定要素を踏み切ることになるわけでごいしまして、将来レートが相当下がった場合には、これはかなりの損失を日本経済自身が負うことになるわけでごいしますから、そこらのところをよほど慎重に考えてやりまされんといけなさいと思ひますので、問題はかならずむずかしい問題に取り組まなければならぬのだらうと思ひますから、一ぺんや二へんですぐに結論を出すということにもならぬと思ひますが、しかし、何カ月もかかっていいことだとは思ひておるまい。

○成瀬権治君 たとえばアメリカにおいても、あるいは国でドル危機といわれておる。イギリスでもポンド危機といふうなことが実は出てきやせぬかというのを心配して、いまおっしゃる非常な困難な問題だということとは私にわかつておる。しかし、なせねばならぬ私は至上的なことだと思ふ。至上命令にひたしていいことだ。それについてはお聞きしますと、一回か二回じゃできぬとおっしゃる。もう何べんですかと聞けば、それでしまひなんです。私は、予算編成等があるから、おそくとも八月というのが一つの最後にかかっておるかせ棒だと思ふのです。したがって、さういう困難な仕事につ

て取り組まれる、取り組まれなくちゃならぬ。元来ならば、私はもっと前に取り組まれておつてしかるべきだと思ふのです。もう少しその辺のところを御説明が願ひたいと思ふのです。もしアメリカのドル危機、ポンド危機といわれるようなことが、日本で円危機といううなことがいわれるとするなら、どういふ状態のときにさういうことが起きると予想されておるのか。こゝういふ形でいつたらさうなつてしまひはしないかというところが、私は心配の点があると思ふのです。長官としてはさういふような点を予測しておられるか。さうしてそれに對して対策といふものをさういふから立てていかなければならぬと思ひますが、いや、そんな円危機なんかないのだ、円は、さういふうな点で完全に信頼をされるという点は、私たちがそれでいいと思ひます。しかし、片一方ではさういふうな心配もされ、いろんな事態に私は対処されていく必要があると思ひます。が、その辺のところの腹づもりもあるなら、ひとつお聞かせを願ひたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 八月ごろまでのんびり議論をしていくというつもりはもちろんございしません。ただ、相当地に将来にわたつて大きな影響のあることとございしますから、ことに積み荷の点、それから長期にわたつて積み荷契約をいたしますときに、するほうでいへば、将来のリスクをどうやってカバーをとっておくかといううなことが当然出てまいらると思ひます。そこはよほど荷主の側ともよく話をつけておきまされん、あぶなく船はつくれません。したがって、それらのことは一回あたり議論をしただけでは済ま

ない、こう思つておるわけでごいします。もちろん八月ごろまでのんびりやつていい問題だとは考えておりません。

それから、円の対外価値が非常に失われる、疑われるという事態はどういうときに起こり得るかというところでございしますが、円は、申し上げるまでもなく、管理通貨でございしますから、基本的にその通貨管理の方針が非常に誤つた、それが長期にわたるといふときにさういふ事態が起きるのではないだらうか。これは抽象的にしか申し上げられませんが、さういふふうに考えます。

○成瀬権治君 まああまり……。しかし、長官はやみどりのことを、値段は大體御存じですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは私はちょっと別の事情があるのではないのだらうかという見方をいたしておる。すなわち、海外渡航について為替管理をいたしておる。自由化をいたしましても、なお一定の制限のもとでしか外貨が持ち出せない。それに反して円を持ち出しますことは、規則はございしますけれども、いろんな関係から実際にはかなり難に行なわれておるようでごいします。さうしてそれらの円がヨーロッパ、ホルル、香港等々にやや蓄積されて、しかもそれが非常にたくさん蓄積されるのならば、問題は別でありましようが、ある、さう多くない量を蓄積されるという結果、需給が相当フラクチュエイトするといふことが、成瀬委員あるいは私どもが聞いております。いま円の相場が幾ら幾らといううなことになる、おるのではなからうか。で、さういふ非常

に小さい、それも正規でないマーケットで成立しますクォーテーションでございますから、それ自身が円の対外購買力を一般的に示すものだというふうには考えておられないわけでございます。

で、そういうことを防ぎますためには、もちろん出国の際に、円の持ち出しの限度はたしか二万円か三万円でございますから、そこをきちんと押える、また旅行者にも自費をしいただくということではよろしいのではなからうかと思っております。

○成瀬藩治君 最後に、資本の問題についてこの前木村委員が系統的にちゃんと質問しておいでになりました、国際収支の問題について残っておりますから、私も、木村委員からひとつ系統的にやっていただいたいと思ひます。最後に一つだけ伺っておきますが、輸出振興のために何が必要かというならば、御案内のとおり低金利政策というものが必要になってくるわけですか。ところが、いま国内で論議されておるところは公定歩合の引き上げというふうなことになるわけですか。ですから、国内問題としては、私は非常に、国際収支を議論するならば国内問題にも関連してまいいます。そこで、新たに経済閣僚懇談会で、そうして日本の国の国際収支の赤字をなくするようにならうと話をされるということ、承っておりますと、何か貿易外収支の船舶関係を中心としての客弁しかないわけなんです。私はそうじゃなくて、もっといろいろなものを総合したものが議論されると、こういうふうにはばかり思っておったのですが、そこら辺は私の受け取り違いか、それと

もそうじゃなくて、あなたのほうがそこに限って部分的な客弁をされたか。そうじゃなくて、全部の問題を、いわゆる国際収支の問題から議論をすれば、当然国内の問題にまでなるわけですから、そういうことまであわせて作業をおやりになるのか、どうでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは海運のことを主として申し上げましたけれども、それが当面焦眉の急だということとを申し上げた意味でありまして、全体的な国際収支対策というもののそれはあくまで一つの部分でございます。そのほかいろいろなことがございまして、たとえば飼料——えさでございますが、これなどはやはりひとつ考えなければならぬ問題ではないか。相当急激に飼料の輸入がふえておるとのこと、それから先般も木村委員からも御指摘がございましたが、自由化に伴いまして一応奢侈品だと考えられるものの輸入が相当ある。その辺のことは私も消費を何もデイスカレジするということではないのでございましてけれども、虚栄心から何も外国品を買わなくても国内にいいものがあるということについては、だんだん機会あることにそういうことは直していったらよくように国民各位にお願いをしなればならない。その他総合的な国際収支対策というものを、本来は、経済企画庁で昨年来検討をいたして、そのつど何か申しておるわけでございますけれども、そういう全体の総合的な姿をもとにしまして幾つかの問題を議論をしてみたい、こう思っておるわけであり

○成瀬藩治君 私は、公定歩合の問題を一つ例にとりまして、これは日銀あるいは大蔵省との問題だと思ひます。しかし、いま申しましたような国際収支の問題を議論すれば、当然輸出振興のためには低金利が必要になってくると思ひます。そうとらざるを得ない。相反してくるわけですか。そういうようなものまでこの中で議論を、あなたが言われる経済閣僚懇談会の中で議論をされるのか。いつ幾日に上げるとか幾ら上げるといふようなことは、ぼくの言うのは、当然日銀の問題であり大蔵省の問題だと思ひますが、そういうことはここで議論をされるのかどうかというふうなことをお尋ねしておるわけですか。それで、そのためには、輸出振興策にはまだほかに、低金利政策とか、そのほかいろいろの問題があると思ひます。そういうことをひっくるめて議論をされて、ある青写真というものを、こうやったら国際収支というものは改善するのだといううりっぱな青写真がでるものなのか、何かこうちよいちょいと、何というのですか、こま切りに問題が出てくるのか、その辺のところがちよとわかりかねますから……構想がわからないのですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう席でそういう場合に公定歩合の問題を、これは一例におあげになりましたわけだと思ひますが、議論するか。そういうつもりは別段ございせん。で、長期的に見れば、わが国の金利が高いというところは国際競争にそれだけハンディキャップになっておりますことはそのとおりでございますけれども、ただいまの経済の各面は、過般の総理大

臣の所信表明でもお聞き取り願いましたように、内需があまり高過ぎるといふことは困りますので、経済を引き締め基調に運営する、こういうふうな申し上げております。それが基本の方針でございます。したがって、そのこと自身は、長期的に見てだんだん金利を下げていくという長期的な私どもの課題と一応ここで必ずしも同じ方向を示しておらないというところは認めなければならぬと思ひますが、しかし、当面の問題は、やはり長期的には金利をだんだん下げていきたいことはそのとおりでございますけれども、いまそういう事態ではないと。むしろ経済を引き締め基調に運営することによって、どちらかといえば内需をあまり大きくならないように、そうして多少金詰まりの状態の中から輸出がふえていく——皮肉なことでありましてけれども、金が詰まっておりますと、輸出の金融は比較的楽でございますために、その他まあほかの事情もございましてけれども、輸出がふえていくということがいつもの傾向でございますから、さしずめこ半年とか何カ月とかいうものはそういう事態をつくっていくと。どちらかといえば、そういう基本的には情勢ではないだろうか。経済閣僚懇談会でこま切りに問題を処理しようというのではございせんけれども、当面実益のある問題を議論していきこう、こんなふうな考えております。

○木村福八郎君 先ほどからの成瀬委員の質問と長官との質疑の経過を聞いておまして、それから前に私が質問いたしましたことに對する御答弁等を聞いてみますと、日本の国際収支の問題点がかなりはっきりしてきたと思ひます。これをどう打開するかというところは、また一応別問題として、それが非常に困難であるということがわかったということも一つの收穫だと思ひますけれども、とにかく非常に

先ほど企画庁長官が油の輸入については、これを港費の中で油の問題が輸入と見るべきだと。その着服はよくは正しいと思ひますが、ただ、普通の輸入と違うところが、保税倉庫から使われますから、関税の問題がないというところが違うだけなんですけれども、やはり国際収支としてはこれを輸入に立てて、そうして今度はそれだけ輸出をふやしていくと、こういう着想です。これはやはり正しいと思ひますが、それでこういうふうな考えで、特に貿易外収支について、特に船舶の、海運の収支について、非常に倍増計画を立てる当初においてはこれまではっきりわかってきたことは、所得倍増計画を立てる当初においてはこれまではっきりと問題点が明らかになっていかなかったと思ひます。いままで倍増計画をやってきた過程において、こういう問題が非常にはっきりしてきたわけですね。ですから、これから、いま中期計画というのですか、作業、をしておるわけですが、そういうところからこういう問題も反映させていくわけだと思ひます。中期計画というものはやはり計数的に、いままでの倍増計画、あれを修正して計数的にやはり出していくのかどうか。そういう場合に、輸出の立て方、それから輸入のたて方もいまままでとやはり違ってくるわけですね。特に貿易外収支の中で港費費の中の油の問題、輸入と見て、そうしてそ

れを今度は輸出のほうにそれだけ上積みしていかねければならない。それで相応いままでの考え方と何かと違ってくると思うのです。その他農業の問題でも、羽生委員が予算委員会ではいろいろ質問をしておりましたが、ああいふ問題もありました。当初予想されなかったいろいろな問題が出てきたわけですね。いま中期計画については、どういふような作業をされて、そうしてどういふような形でこれを出されるのか、その辺のところを伺っておきたいと思うのです。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは仕事を始めましたばかりでございますから、あまり適切にはお答えができませんが、もしも木村委員の御指摘になりましたような問題は、大事なかでも大事な幾つかの問題だと思ひます。すなわち、これからの国際收支、ことに貿易外の国際收支の見通しをどういふふうにするか。そうしてそのためにはどのような施策が望ましいか。おそらく中期計画ができません前に、かような対策が立っていないければならぬわけでございますが、それならば、それを繰り込んで海運の収支はどうなるかということ、それから先刻申し上げましたような意味合いから、昭和四十三年度の輸出の目標はどのくらいでなければならぬかといったようなこと、それらは当然問題になる大きな項目でありますし、そのほかに、国内の消費者物価の動向、あるいはたゞいま御指摘のありました農業の所得増進計画との関連のあり方、あるいはもう一つ労働の需給関係、これが四十三三年ころにはもう逼迫し始めることはまことに明らかでありますから、そ

ういったようなこと、あるいはいわゆる公害の問題それから民間設備投資と政府の公共投資とのバランスが非常にずれているといったような問題、それらのことが、中期計画に、まだほかにたくさんあると思いますが、いま思ひつきましただけでも、すぐ頭に浮かぶ問題であります。たゞいま御指摘のような問題は、当然その中で非常に大きな、よほど精力を結集して検討しなければならぬ問題だと思ひております。

○木村福八郎君 どうも私は、所得倍増計画を立てた当時と最近では、日本の内外の経済的諸条件が非常に大きく変わっていると思うのです。ですから、中期計画というものは、ただ単に所得倍増計画の修正程度ではなくて、基本的な要件ですか、要件が非常に変わってきたのです。ですから、新しい計画を立てるにいろいろの気持ちでやらないと、私はまたそこがくると思ひます。ただ単なる手直し程度では済まない。たとえば、さっきの労働需給の問題でも、日本の高度経済成長の一つの大きな条件として労働力が豊富であった、低賃金が可能であった、よその国よりは。このことは、非常に経済成長を可能ならしめる一つの大きな条件であったと思ひます。それが近年労働者の不足、初任給の引き上げ等で、こういう要件が一つ変わってきているでしょう。それから、封鎖経済が開放経済になる。これが非常に大きな変化。それからあとも質問をしたいのですが、アメリカのドルの危機の問題も、当時は予想されていなかったと思ひこれだけ深刻になるとは。当時昭和三十五年

マッカーサーが域外調達について節約の指令を出してききましたけれども、あのころ池田さんは、私が国会で質問をしたら、ワザビ論で、たいしたことはない、こう言われておった。あの当時はそんなに深刻に考えておらなかった。それが非常に大きな変化をもたらした。それからまた、防衛費についても、ドル危機のあたりで無償援助というものが打ち切られる情勢にあるでしょう。

そういう要件についての非常な大きな変化があるわけですね。ですから、単なる私は修正程度ではなく、またこれまで増進計画を実行してきた過程において非常に大きないろいろなゆがみも出てきていることですから、これは新しい立場に立つての計画のやり直しというくらいに着想でやらないと、また私は狂ってくるのじゃないか。とにかく日本経済は非常に大きなことで曲がりかどに入ると、いろいろいわれますけれども、確かにそういう情勢にあると思ひます。そういう点、中期計画を立てるにあたってそういう着想が必要じゃないかと思ひますが、そういうことでおやりになっているかどうかですね。

す。それから、それをも反映いたしまして、東西間の貿易量というものが相当ふえつつあるということ、また低開発諸国がもはや黙っておりませんで、相当いろいろな意味で先進国との間のもの行き来をいろいろな形で要求をしておるといふ問題、あるいはキー・カレンシーの国際流動性の問題、それから西欧各国のようにフル・エンブローメントに実際上達したと思われる国が相当ふえてきたというように、ちょっと考えましても、それだけ国際情勢が違っております。それらの中で、おそらく、しかし一つの国として、はやはりわが国などは一番この何年かの間に変化した国でございますから、内外ともかなり基本的な条件が変わつてきた、そのとおりであると思ひます。したがって、中期計画とは申ししておりますけれども、そういうことを認めながらも一べん検討し直す、実際上そういう作業を当然いたさなければならぬと思ひております。

○木村福八郎君 いまに於て考えますと、高度経済成長を可能ならしめた要件なり条件というものは、非常に、いまから考えれば、一時的であり、不安定的であつたということになるわけですね。たとえば労働需給の問題も非常に変わつてきたわけでしょう。これもかなり長期的に変わつてくることになりまふ。それから、封鎖経済というものの危機という問題が、これもいまの流動性と関連しまして、そうすぐに解決されるという問題でもありません。ですから、今後高度経済成長——高度経済成長とはこのごろ言つておられますが、安定的成長ですか、七%あるいは八%程度の成長を持続させるために、ここでこれまでも非常に違つた政策が必要であると思ひますね。そういう点ですね。

そこで、それは承認されましたから、次に伺いたいのは、先ほどのドルの流動性の問題ですが、これについては、もう御承知のように、最初はトリフィン案というものがだいたい問題にされましたが、その後、パリの蔵相委員会というのですか、十カ国の大蔵大臣の委員会ですか、そこで対策を検討していただくといわれておりますけれども、トリフィン案ではなくて、国際流動性の問題は、結局国際收支の、それぞれの国の国際收支の不均衡の問題であるわけですね。ですから、それぞれの国がその不均衡を是正するための努力を払うべきだといふ方向に向つていられるといわれてはいるわけですね。トリフィン案ですと、国際的な管理通貨的な、インフレ的な処理だと思ひますけれども、しかし、そうではなくて、個々の国の国際收支のアンバランスの問題として理解する。アメリカの最近の政策はそういう考え方に変わつてきていると思ひます。ですから、利子平衡税なんという問題が出てきていると思ひます。

そうしますと、アメリカのこのドル政策というものはトリフィンのではないのですから、かなり強化されてくるのではないかとはいふに考えられるわけですね。ですから、アメリカ自身自国の国際收支の均衡をはかる努力をしなけければならないという方向に向いてきている。その一環として利子平衡税というものを考えますと、それは大蔵大臣がよく、日米貿易経済合同委

員会で日本の適用を免除してくれとか、こういうまあ申し入れをしたとか、いろいろ言われますけれども、そんな簡単にアメリカが譲歩する問題ではないと思うんです。というのは、いまの流動性の問題の理解のしかたです、理解のしかたが、トリフィンのではなくてきている。個々の国の国際収支の均衡ということが流動性問題解決の一番重要な問題であるというふうに国際的にも理解されてきている。そうすると、利子平準税日本の適用除外といつても、なかなかアメリカが応ずるわけでもない。長官もこの点についてはいろいろ主張されたようですが、そう簡単にアメリカが譲歩するものでもないと思うんです。

そうすると、今度は資本収支の問題です、資本収支の問題は、いままでのようにアメリカから十分に資本を導入するということは困難になってくるのではないかと、そう考えられるのです。ヨーロッパ市場に切りかえても、なかなか多額のファイナンスは困難であるといわれておりますが、そういう点はどうかですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) アメリカがドルというものを依然として国際通貨である、キー・カレンシーであるといふことを片方で主張をし、しかも他方で国内通貨でもある、そういうドルの持っている二重の性格をそのまま保持したいというふうに考えております限り、つまりこれがキー・カレンシーであるといふことであるならば、利子平準税といふものの考え方は私は間違いないだといふふうに思っております。いまでもそう思っておりますけれども、木村委員の御指摘のように、そういう

基本的な、ドルが国内通貨であると同時にキー・カレンシーであるという考え方をアメリカは捨てておられると思えないわけでございます。つまり、トリフィンなどが言っておりますように、そういう解決策にはアメリカはやはり同意をしないというふうに考えられる私は何となく感じがいたします。

そうしますと、まあ十カ国蔵相会議の出してくる結論というのは、おそれくは、推測でございますが、国際通貨基金への出資額をふやすとか、あるいは中央銀行間のスワップをやるとか、依然としてそういう従来と質的には変わらないところの解決策になるのではないであらうか。

実はこの流動性の問題は、ここでもうだけ議論になりましたので、ここからどこかのだれかが国際通貨というものを一ぺん考え直してみようという案を出したらよろしいと思ひますけれども、どうもそういうことにならずに、現実にはただいま申しましたような解決になつていくのではなからうか。そうしてそれによつてドルの世界各国における分布、そのアンバランスを多少時間をかけても直していこう、こういうあたりで落ちつくのではないだらうかといふふうに思っております。

で、そういうしますと、当然そういうときが来るまで利子平準税的な考え方はやまないであらう、仰せになりますことは私もそのようにやはり考えるほうでございます。これはちょっと抽象的な議論になっておるのだらうと思ひますが、そういうふうに向向としてでは考えられます。現実の事態ではそれはどうなつていくかと申しますと、米国内でも経済活動が依然として活況

でございますから、かなりの資金需要がたていま強いようであります。一年前に比べてかなり強いようでございます。ですから、おのずから外国に向かつてくる金の量というものは、利子平準税がありませんでも、やはり多少前よりは減つてきたであらうと思われわけでございます。利子平準税がございいますから、ただいまのところはその三年に満たないところでもインパクト・ローンのようななかつかうで入ってくるものは入つてきておりますが、アメリカの資金需要が国内で相当強いといふことがおのずからやはりその量を制約しておる、こういう状況ではないかと思ひます。ヨーロッパでの最近起債がわが国でも行なわれましたが、やはりどうしても、三千万ドルくらいなものならば、ぼつぼつとできるわけだと思ひますが、五千万ドルとなりますと、かなりつらいのではなからうかといふように、私見でございますが、見えております。

○木村福八郎君 先ほど長官が利子平準税についての何か御意見持つておられるようですが、それはどういふ御意見ですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御批判にたえ得るほどの意見ではないと思ひますけれども、ドルがキー・カレンシーであるならば、その価値というものはアメリカの国内においても国外においても同一でなければならぬ。利子平準税といふものはその基本原則にもとるものである、こういう考え方でございます。

○木村福八郎君 これは日米通商航海条約に違反するといふものはありませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはおそろくどの部分、最惠国約款でございましょうか。たとえばカナダに対して免除をしておる、日本は同じ待遇を受ける資格があるという議論かと思ひますが、ちょっと私がつめておりません。考えられそうでございますが、何かまた反論があるのだらうと思ひますので、つめておりません。

○木村福八郎君 ぼくはこの外資法と外為法の改正案と日米通商航海条約との関連を調べているうちに、どうも利子平準税といふものが何か、これは差別的な待遇をすることでありまして、何か通商航海条約違反のようになつてくる。たとえば日本がやつたような場合、かりに日本がやつたことをやつた場合に、やはりこれも何か違反するやうな気もしますから、アメリカがやる場合にもやはり違反するのではないかと。私も確信はないのですが、そういう気がするのです。この点はまた検討してみたいだかと思ひます。

それから、次に伺いたいのは、具体的に三十九年度で一応外資の導入を財政計画で立てておられますけれども、地方自治体でも、たとえば東京都なんかも予定しておりますが、利子平準税の関係で困難になると思ふのです、起債が。政府のほうでも予定している起債はやはりあの予定どおりいくかどうか。そうなりますと、これは国内債に切りかえなきゃならぬといふ問題も起つてくると思ふのです。その点はどうか、どうなつてくるのか、その点はどうなつてくるのか、そういう心配はないのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは前の通商航海条約の問題とあわせまして、大蔵省が為替局から答弁をしていただきたいと思つておりますが、東京都のような場合、これは三十八年度に予定いたしましたものがアメリカで出せなかつたわけでございますが、それらのものの一部についてヨーロッパで考えてはどうかといふような動きがあるようでございます。私、詳しいことは存じません。

○木村福八郎君 それから、最後にひとつ物価問題について伺いたいです。これは四日の閣僚懇談会で物価安定策の一環として賃金と生産性の関係を取り上げた、これは新聞報道なんです。それで、これは新聞報道なんです、どこまで正確かわかりませんが、春闘による賃上げは生産性の向上に見合ったものとするといふ方針を打ち出したと、こういうふうに報じられていたわけですが、これに対して大橋労働大臣と宮澤企画庁長官、その他の閣僚関係との間に、物価と賃金の関係について微妙な見解の対立を来したといふことが明らかになつた、こういうふうな報道なんです。それで、前に企画庁長官は、所得政策といふことを言われたことがあるのです。これは所得政策的な考えではないかと思ふのです。特に春闘を控えて、賃上げを抑制する方針を打ち出したといわれている。これは非常に重大な問題だと思ふのです。この物価と賃金の問題について、日本のいまの現状に即してどういふふうにお考えになつておられるのか、この機会に伺つておきたいと思ふのです。それで、差しつかえなければ、この閣僚懇談会でどういふふうな議論がかわされたのか、お聞きできれば私も参考にしておきたいと思ひます。

それから、賃金と生産性の問題は、私もときどき機会をみていろいろなこととを申しておりますけれども、実はこの生産性問題というのがもう一つ学問的と申しますか、統計的に確かに主張できるほどの研究が、正直を申しますとできておりません。基準年次をどこにとるかというふうなこと一つで議論は幾らでも変わってくるというのが、ただいまの程度の研究でございますから、これをたてにして、とことんまでいかなる場合にも議論できるかという、必ずしもそうではないように思います。

ことに今年あたりの経済は、先刻申し上げましたように、どちらかといえば引き締め基調に運営して、内需があまり大きくなりないように、そうして輸出がふえるようにという考え方をいたしたい局面でございます。長期の考え方とやや異なりまして、ただいまはそういう局面だと思っております。それから、非常に高い賃金水準があらわれるということは、その企業のためにも、また労務を分け取りしなければならぬ中小企業にとってはなおさらでございます。但し、相当生産性との間で無理がなくて出てくるということは確かに考えております。しかし、政府が、さればとて、春闘のベースがこれだけでなければならぬということを申せるわけではございませんから、三公社五現業の回答を出しますときに、政府としてはこ

る程度のこととは考えなければならぬ
のじゃないかという意見、おのおの重
点の置きどころが多少違うわけでござ
います。そのような意見の交換があっ
たわけでございまして、これといった
結論があったわけではございません。

○国務大臣(宮澤喜一君) いゝゆる先
進国と比べまして、個人消費支出が国民
総生産の中に占める割合が、わが国の
場合高過ぎるということは私どもも考
えておりません。それは木村委員の仰
せになるとおりで、やはり六割のほう

○木村福八郎君　その点は非常にはっきりしました。が、労働賃金と物価との関係ですね、それから生産性と賃金との関係、これについてははっきりした相関関係をまだ十分につかんでいないというお話。私もハンセンの、アメリカでも非常に問題になっておりましたから、これはハンセンのもこういう問題に触れておりますよね。で、ハンセンが歴史的にずっとアメリカの事例を具体的に研究、検討しているんですけれども、やはり相関関係はつかむことは困難であるという結論です。それ

で、あまりコスト・インフレ論、賃金インフレ論を重点に表面に出して論ずることはトリックリであるといっておきますよ。ですから、日本でもどうもコスト・インフレ、賃金インフレを非常に強調されますが、まだはつきりした相関関係において、具体的データがないのですよね。ただ、資本家のほう、日経連あたりは、それはなるべく賃金が安いほうが利潤が多くなるんですから、PRとしてそういうことを出してくると思う。あるいはまた、ヨーロッパの日本と事情の違った国の事例をそのまま日本にもってきて、すぐコスト・インフレ論とかあるいは賃金イ

ンフレ論を持ち出してきますけれどもね、日本はそういう事態にないです。それから長官はまさかこういふことを言われたわけではないと思うのですが、新聞によれば、日本の物価値上がりの原因は賃金が上がったからだ。昭和三十六年大幅な賃上げがあったことが日本の物価騰貴の原因であると、こういふふうに長官が述べたように伝えた新聞もあります。しかし、これはですね、まだ賃金と物価との関係が科学的に、計数的に、また歴史的にもはっきりとつかめていない段階においてそういう議論は私はできないと思います。ことに三十六年以後の消費者物価の値上がりについては、ただ賃金が上がったからという問題ではないと思ふんです。その点、はっきり伺っておきたいんです。そういう御発言はなさらないかと思うんです。ね。新聞によりますと、そういう御発言したように報道されたのもございすよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう発言をいたしましたとは思いますが、それは、そういう考え方をいたしましたことがございせん。そこで、賃金が物価を形づくる一つの要素であることは確かでありまして、賃金間の格差是正が急速に行なわれつつあるというところは、したがって、ことにそういう労働集約的な製品あるいは労働そのもののサービスでございしますが、これらのものはどうしても上がっていくというところは避けられないだろうと思ひます。でございしますから、賃金が上がることがいいと、他方で消費者物価は一切上がってはいかぬのだというふうな御説問を受けますと、それはどう

も、まあ程度によりますが、本来、条上両方のことは無理なので、ある程度人間の労働力が高く評価されれば、それがコストの一部になるところの製品、あるいはコストのほとんど全部になりまします。そのサービス価格などは、これはその程度において上がることはむしろ理の当然であると、こういふふうに認識をしていかなければならぬのではないだろうか。それをたまに片方のほうだけきついおとがめを受けますと、つい前のほうのことに傾向がございしますけれども、私はそういうたゞいま御引用になりましたことを申したことはない。そういうふうにかえたことはございせん。

○木村福八郎君 私、いま長官が言われたように、労働の占める比率の大きいもの、つまり労働の集約的なそういうもの、極端にいえば労働そのもの、その場合ですね、需給関係から賃金が上がると、それが料金なんか上がるといふことも否定しているわけじゃない。私は消費者物価水準を言っているんです。水準を言っているわけなんです。ですから、他方に、よく議論になります。今度独占価格の問題あるいは管理価格の問題、そういう問題もあるわけですよ。ですから、全体として水準を問題にしていて、それで労働の需給関係から賃金が上がると、それが価格に反映することまでもこれは否定しているわけじゃない。それはまた否定するのは、これは非論理的な考えだと思ひますけれども、私はそういうことを言っているわけじゃないんです。ですけれども、また極端に、賃上げが消費者物価の値上がり原因だとい

う極端な議論があるわけですね。ことに日経連あたりではそういうPRを賃金を押えるためにするから、そういう見方は一面的であると、こういうことなんです。その点はお認めになるでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、米国のように限界消費性向が九六であるというふうな国においてはそういうこととがあると思いますが、わが国の場合それよりはるかに低いわけではございしますから、賃金が上がったから物価が上がるんだというふうな簡単なことはなかなか申せないと思ひます。

○木村福八郎君 それから、もう一つ伺いたのですが、生産性と賃金を比較する場合ですね、とにかく生産性が――まあ所得政策について、ガー

ド・ライン政策について伺うのですが、生産性が一割上がった場合賃金が一割上がった、そこで企業は収益がなくなる。あるいは生産性が一割上がった場合賃金が二割か三割に上がるとします。それから、そういう場合は企業が損をします。だから、生産性が一割上がったというところは、生産性が一割上がった賃金は九割か八割、その程度に押えるべきだと、こういう理解なんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先刻申し上げましたように、私はことしのいわゆるベースアップというものがあまり不当に高いものであつてはほしくない、なるべく今年はこの際は低目であつてほしいという希望はこれは持つておるわけではあります。希望を持つておるわけでは、これは繰り返して申し上げたいと思ひますが、さればとて、いま御指摘になりましたようなことは、生産性が

一割上がったから賃金が一割二分上がったとはいかぬというところは、一体いつの時点に比べて一割上がったかということがそもそもはっきりしないわけではございします。で、非常に生産性と賃金との格差の低いときを比べましたらそういうことになりませんでしよう。

○木村福八郎君 いや、私が質問してゐるのは、たとえば一カ年に生産性が一割上がった、その場合に賃金が一割上がったと、その場合は企業が成り立たなくなるといふ議論になるから――いわゆる所得政策の考え方です。ですから、その場合、一カ年に一割しか生産性が上がらなかつた、だから賃金はそれをこえてはいけな、こういうことなんですか。そういう比率で考えているのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういうことではないというふうに申し上げておるわけではございします。そういう議論をするためには、その一年前、つまり昨年の企業利潤がかりにゼロであつたか、あるいは労働の分配率がきつて適正であつた、したがってそれがくずれるのはよくないといったような、前の年の状態がまあいいわ正し適正な

状態であつたということを証明しない限り、そういう議論をしてみましても、これは学問的な批判には私はなかなかたえないだろうと思ひますので、そういう考え方はいたしません。

○木村福八郎君 これはアメリカでも問題になったのですけれども、アメリカの自動車労働組合で、いわゆるコスト・インフレ論に対する批判として、かりに生産性が一割上がった場合賃金が一割二割上がった、そのコストの中に占める労働費の割合、これによって違ってくるのだ、こういう議論をしてゐるわけですね。そういう立場で私は質問してゐるのです。ですから、たとえば生産が一割上がった賃金が二割上がった、その中で、三〇%しかコストの中で労働費が占めていないという場合は、これは一見すると賃金が生産性以上に上昇した、生産性以上に上がったから引き合わないとは言えないわけですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはもうそうなるだろうと私は思ひます。生産性が相当高い場合にはことにそうなるだろうと思ひます。ただ、アメリカでそういう議論がなされるときには、わが国でなされるときと背景がやはり違うと思ひます。それは、かなり労働の分配率が高いうちに高いと、そうして企業の利潤が相当詰まってきたといった場合に相対論としてそういう議論がなされることはこれはあるだろうと思ひます。それなりに意味をなすことがあ

うことをよく言うものですからね。それで、そういうこと正しくないのだと。長官はそれは学問的批判にたえられないのだとおっしゃられるわけですが、そういうことなら、私も納得できるわけですね。

ただ、長官よく御存じのように、賃上げを生産性向上以内に押える、以内に押えると、単なる比率論でよく行なわれるわけですよ。ですから、それは長官も言われるように、正しい議論ではないのだ、学問的批判にたえられない、そういう御意見ですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは先刻申し上げましたように、基準になった昨午が、とうてい企業の利潤がこれ以上もう低下し得ないところまで詰まっています、あるいは配当が不可能であるとか、そういうようなことが証明されておられない限りは、私はそういう議論はなかなか成り立ちにくいというように思います。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑もなければ、宮澤長官に対する質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は明後十二日午前十時から開会することにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願(第八七七号)
- 一、米軍干城基地返還予定施設及び土地の払下げに関する請願(第九〇一号)

一、バナナの輸入関税引下げに関する請願(第九二二号)

一、音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に対する入場税撤廃等に関する請願(第九二二号)(第九二二二号)(第九四一四号)

一、音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(第九二五号)(第九二七号)(第九二八号)(第九六一号)

一、日本の音楽、舞踊、演劇、映画の入場税撤廃に関する請願(第九二六号)

一、生活必需品にかけられている間接税の撤廃等に関する請願(第九四五号)

一、税制改革に関する請願(第九五八号)

一、ガソリン税増徴反対に関する請願(第九五九号)

一、入場税法第一条第一号改正に関する請願(第九六〇号)

第八七七号 昭和三十三年二月二十四日受理

財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願

請願人 東京都千代田区郵船ビル第七二七号室財団法人海洋博物館内 横山房雄外一名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第九〇一号 昭和三十三年二月二十五日受理

米軍干城基地返還予定施設及び土地の払下げに関する請願

請願者 北海道千歳市長 米田忠雄

紹介議員 千葉 信君

現在、米軍が使用している千歳基地の施設及び土地のうち、政府に返還が予定されている土地三百五十五・五ヘクタール、建物(学校千坪、を千歳市に無償で払い下げられた)との請願。

理由 昭和二十九年以降米軍の撤退、ドル防衛等の影響を受けて、毎年駐留軍勤務者から大量の離職者が出ており、近く、さらに多数の離職者が予想されている。市はこの対策に苦心しているが、駐留軍関係従業員は、中高年令者が大部分であり、離職者を直ちに再就職させることが困難であるから、本作の土地及び建物を利用して、左記の離職者対策を行ないたい。

一、土地 離職者の生計維持のため、そ業栽培用ビニールハウス敷地とするほか、一部を離職者住宅建設用地とする。

二、施設 離職者に再雇用の機会を得させるために職業訓練所を開設する。

第九一二号 昭和三十三年二月二十六日受理

バナナの輸入関税引下げに関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向町小橋五六二ノ一 大蔵商事株式会社代表取締役 木村憲一

紹介議員 日高 広為君

政府は昭和三十三年四月、バナナの輸入自由化を実施し、同時にバナナの関税率を七十パーセントという史上類をみない高率に引き上げたが、これは内国産果実を保護するという名目でありながら、その実、バナナ業者を圧迫する以外の何でもないから、バナナの輸入関税率を二十パーセント以下に引き下げられたいとの請願。

理由 貿易の自由化と関税の引下げは常に表裏一体となつて行なわれるのが当然で、一方で自由化しながら他方では高率の関税を課するということは経済の原則に反するばかりでなく、国際情勢の大勢にも反し、ひいては国際的信用を失うおそれもある。

二、政府は常に言動一致でなければならぬ。

バナナの関税率について政府は昭和三十三年三月に、基本関税三十パーセント、暫定措置として三十七年六月四日までは二十パーセント、それ以後三十八年九月三十日まで五十パーセントと定めて、これを公表しておきながら、三十八年四月、バナナを自由化すると同時に、突然、関税率を七十パーセントに引上げ、三十九年四月から四十年三月までを五十パーセントとすると改定変更した。三十八年度においては、バナナ業者は、関税率を最高五十パーセントとして採算を考え、輸入契約を結んだ後に、この改定変更があつたため、バナナ業者の中には倒産寸前の状態に追い込まれたものが大ぜいある実情である。

三、高率関税は日本果樹農業の発展を阻害する。

世界の大勢として、財政関税は撤廃の方向にあることを考え合わせれば、バナナについては、海上輸送に高額の運賃を要することを考えても、二十パーセント程度の関税率で十分保護関税としての役割りは果たすから、当然二十パーセント以下に引き下げて然る可きである。

もし、二十パーセントの関税と、高額の海上運賃をもつてしても、なお、国内産果実を保護できないと言ふならば、それは既に関税の問題でなく、農民の農業経営自体に誤りがあると言わねばならない。この根本を改めないで輸入業者のみに負担をかけ、関税の保護にのみ頼る温室的農業経営を放置すれば、近い将来、日本農民三千万の自立農業経営は破壊され、農民の自立精神は失われ、ついに農村を枯渇させる結果となる。

第九二二号 昭和三十三年二月二十六日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪市西淀川区姫里町一ノ二二六 芦田哲雄

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第九二二号 昭和三十三年二月二十六日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京西

月町三八 矢倉豊

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第九四一号 昭和三十九年二月二十七日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪府堺市鳳北町八ノ

四四九ノ三 朝熊初代

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第九二三号 昭和三十九年二月二十

六日受理

労音、労演に対する不当課税取りやめに関する請願

請願者 大阪府堺市鳳北町八ノ

四四九ノ三 朝熊初代

紹介議員 須藤 五郎君

労音、労演の会費全額に対し入場税を課することは不当であるから、これをすみやかに取り止めるよう配慮せられたいとの請願。

理由

一、昭和三十八年十二月二十日付で大阪労音、大阪労演に対し、「入場税課税方法の変更について」という左記内容の文書が送られてきた。

(1) 昭和三十九年一月から開催される催物については、従来は、催物に直接要した経費によつて課税していたが、今後は徴収した会費と

入場人員によつて課税する。

(2) 従来、取扱つていた入場券の交付省略は、一月から開催される催

物については適用しないから入場券に対して「検印」を行ない「料金の表示」を命ずる。

二、一月から実施といふ文書を受取つた日から起算すればわずか十日あまりの余裕しかなく、またその後判明したところによれば、一月になつて電話で通告を受けた労音もある。

しかもその内容において従前にくらべ最低一・五倍から数倍にも達する増税を法令の改正によらず、たんなる行政機関の解釈によつては、十数年間も続いていた課税方法を一方的に放棄して行なつたという点で、今回の国税庁の措置は、従来の税務行政上、類例のない異常のものである。

三、労音は、本来からいへば、国や地方自治団体が行なうべき文化行政を代行しているものであり、諸外国の例によるなら、当然国や地方自治体が積極的に援助し、補助金を支給すべきものであるが、現実において労音はどこからも一銭の補助も受けず、勤労者が乏しいサラリーの中から拠出しあう会費によつて、かろうじて維持運営されている。会員が拠出しあう会費は、音楽運動をすすめていくための分担金なのであつて、入場税とはもともと無縁のものである。

四、従前は、一般の営利を目的とする興行団体とは異なる「会員課税方式」によつていたものを、今回はその経過と労音の実態を完全に無視して、一般興業組織と全く同一にみなし、会費をたんなる入場の対価とみなして、その全額を課税対象としてきた。

五、請願者等は、労音の音楽運動がもとと一般興業を対象とした入場税の課税対象にはなり得ないとの主張から納税義務が存在しないことの判決を求め、昭和三十三年以来訴訟中であるが、かりに首肯されて労音の例会が入場税法上の催物に該当し、入場税が課税されるとしても、課税対象となるのは、会費のうち例会の開催に要する費用のみに限られると考える。

六、今回の国税当局の措置は、入場税法を不当に拡張解釈し、勤労者の自主的な音楽文化運動に圧迫を加えるものであり、憲法第二十一条に保障する「言論、出版、集会、結社の自由」を侵害する行為である。

七、法令はなんらの改正もされていないにもかかわらず、たんに行政機関の担当者の解釈を要するという気まぐなな行政によつて、権限をこえて著しい増税を行なつているのであり、これこそ行政権力の濫用による財産権の不当な侵害行為である。

八、今回の課税方法の変更によつて、能楽協会、自立劇団友の会等もまた大きな影響を受け、文化国家を旗じるしとするわが国の将来にとつて、まことに憂慮にたえない。さらに今回のような不当な行為が、このまま容認されれば、今後ますます国民の諸権利が平坦とふみにじつて無反省な税務行政が横行することとなり、国民の努力によつて戦後二十年にわたり積みかさねられてきた民主主義は危機におちいる。

労音、労演に対する不当課税取りやめに関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫里町

一ノ二一六 芦田哲雄

紹介議員 鈴木 市藏君

この請願の趣旨は、第九二三号と同じである。

第九二五号 昭和三十九年二月二十

六日受理

音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願

請願者 青森市花園町七〇

佐々木誠之助外千四名

紹介議員 岩間 正男君

日本の文化、芸術の発展に大きな妨げとなつていゝ音楽、舞踊、演劇、映画などの入場税を撤廃せられたいとの請願。

音楽、舞踊、能楽等に対する入場税は、十五割、十割という驚くべき高率が課せられ、やがて五割、二割となり、昭和三十七年五月には一割となり、美術、スポーツ関係は撤廃になつた。音楽、舞踊、能楽等に対する入場税は、国家財政の面からみても一パーセントに満たないわずかな租税収入で、諸外国の例をみても先進諸国は既に廃止しており、文化国家日本にふさわしくない戦時特別税の入場税撤廃に關して、適切な措置を講ぜられたい。

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第九二八号 昭和三十九年二月二十

六日受理

音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪府池田市木部町

長瀬紀一郎外二千三十

名

紹介議員 鈴木 市藏君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第九六一号 昭和三十九年二月二十

七日受理

音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願

請願者 札幌市北三条西四丁

目 菊地一郎外五百名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第九二六号 昭和三十九年二月二十

六日受理

日本の音楽、舞踊、演劇、映画の入場税撤廃等に関する請願

請願者 埼玉県入間郡福岡一五

二ノ五 吉野昌子外二

百五十名

紹介議員 須藤 五郎君

勤労大衆が安く音楽や演劇、映画等を見ることができるよう、左記の実現を図られたいとの請願。

一、日本の音楽、舞踊、演劇、映画を圧迫し、発展を妨げている入場税を撤廃すること。

二、労音、労演に対する不当な入場

税、法人税の課税をすみやかに取り
消し税務調査をやめること。

三、労働組合、民主団体に対する一切
の税務調査、課税をやめ、非課税団
体とすること。

四、一切の税法から憲法違反の「人格
なき社団」に関する法文を削除する
こと。

労音、労演は勤労者が自主的に集り、
よい音楽や演劇を鑑賞することを中心
とした諸活動を進めるために、一人一
人が会費を出し合つて運営している組
織である。利益を目的とする何らの営
業も行わず、組織されている人々の
福祉文化向上などを目的とする活動
を行なつていくに過ぎない。又労音、労
演は、そして民主団体の多くは法律上
何らの権利能力も有さぬ団体である。
このような団体を利益を目的とする一
般の企業と同一視して課税すること
や、法律で保護され保障されている団
体と同様に取り扱うことは、現行法の
立場からみても違反であり、また、憲
法三十条、八十四条にも違反してい
る。また、労働組合に対する税の調
査、課税は、労働者の団結権の侵害で
ある。

第九四五号 昭和三十九年二月二十
七日受理
生活必需品にかけられている間接税の
撤廃等に関する請願

請願者 福岡市藤崎町二ノ二
三 西田米生外六名
紹介議員 須藤 五郎君

大多数の国民の生活は、低賃金、低収
入に加えて物価値上げと重税によつ
て、ますます苦しくなつていくから、

これら国民の生活を守るため、左記事
項の実現を図りたいとの請願。

一、生活必需品にかけられている間接
税を撤廃し、入場税を廃止するこ
と。

二、民主商工会、全建総連などにつ
けられている弾圧税務行政を即時中止
させること。

三、国税通則法を廃止すること。
池田内閣発足以来四年、物価はうなぎ
のぼりにあがり、とくに生活必需品は、
この一年間に二十パーセント以上も
上昇している。税金は四年間に一兆円
近く自然増収という名で増徴されてい
る。また、国税通則法が制定されて国
民の権利は侵害され、増税はいよいよ
強行されている。減税は米軍や大企業
だけに行ない、一般国民には実質的な
増税をおしつけている。

第九五八号 昭和三十九年二月二十
七日受理
税制改革に関する請願

請願者 新潟県燕市新田二区
土田辰三外二名
紹介議員 杉山善太郎君

多くの国民は、低賃金と高物価、重税
に苦しんでいるから、現行の税制を改
め、左記事項の実現を図りたいとの
請願。

一、最低生活費にいつさいの税金をか
けないこと。当面年収八十万円まで
所得税、住民税を非課税にするこ
と。(控除の大幅引上げ)源泉徴収制
度を廃止すること。

二、入場税を撤廃すること。
三、労音、労演その他民主団体破壊を
目的とした課税を取りやめること。

四、労働組合を非課税法人とするこ
と。

五、納税者の自主申告と人権を尊重す
るよう税と行政を改善すること。

六、生活の必需品にかけられている間
接税を廃止すること。

七、税外負担の廃止と税の新設を行な
わないこと。

八、大企業むけの租税特別措置法を廃
止し、行政協定に基づくアメリカ軍
に対する優遇措置をやめること。
減税については選挙の際に行なつた池
田首相の公約に大きな期待を持つてい
うことで、大企業減税が中心になり、
所得税などは名目だけの減税に過ぎず
実質に税だけで五千億円の増税が見込
まれている。また、本来課税すべきで
ない労組、民主団体への課税が行なわ
れ、組織の破壊、団結権の侵害が行な
われている。

第九五九号 昭和三十九年二月二十
七日受理
ガソリン税増徴反対に関する請願

請願者 東京都中央区銀座一ノ
五石油連盟内 池田金
三郎

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第六八八号と同じ
である。

第九六〇号 昭和三十九年二月二十
七日受理
入場税法第一条第一号改正に関する請
願

請願者 栃木県宇都宮市一ノ沢
二二三ノ三 河又恒外二
千五百八十三名

紹介議員 稲葉 誠一君
入場税法第一条第一号中から「映画、
演劇、演芸、音楽、スポーツ」を削除
して芸術文化創造部門に対する課税を
廃止せられたいとの請願。

現行入場税法は、日中戦争の財源補充
の主旨をもつたしやし税として成立し
たもので、その対象とされたものは、演
劇、音楽等であり、戦後は大衆課税の
意味をもつて存続している。
しかし今日では、税収の面から見ても、
ここ数年、租税収入全体の一パーセ
ント弱という少額であり、また、本税
は、文化国家と標ぼうし、文化政策に
力を置いている国の政策に逆行するも
のである。